

(案)

第 6 回水道ビジョンフォローアップ検討会

議 事 録

開 催 日：平成19年12月14日（金）

場 所：経済産業省別館10階1042会議室

出席委員：伊藤委員、宇治委員、佐藤委員、芝池委員、東岡委員（代理）、古米委員、
眞柄委員、和田委員

○宮崎室長 委員の先生方、皆さんおそろいですし、定刻となりますので、第6回水道ビジョンフォローアップ検討会を始めさせていただきます。

最初に配布資料の確認をさせていただきたいと思います。議事次第の1枚紙に続きまして、前回、第5回の検討会議事録の案を配布させていただいております。資料2といたしまして、災害対策等の充実というA3の紙。これは前回、第5回の会議におきましても参考で配布させていただいております、若干微修正したものを本日お配りしております。参考1が、施策の進捗状況及び今後の課題という1枚紙です。参考2が、パワーポイントの説明資料でございます。資料3は、各委員からいただきました御意見を、議論がしやすいように、項目ごとに並びかえをさせていただきました資料でございます。これは基本的に委員から御提供いただいた御意見でございます。本日、東京都の東岡委員が御欠席ということでありまして、代理の方に出席していただいておりますが、東京都から、本日、この1枚紙の「水道ビジョンフォローアップ検討会への東京水道としての意見項目」という資料をいただいておりますので、これもあわせて配布させていただいております。最後に、資料4といたしまして、実施スケジュールという1枚紙を配らせていただいております。資料は以上でございます。

続きまして、委員の出欠の状況でございますが、今申しましたように、東京都の東岡委員が御欠席で、代理として総務部主計課財務調整担当の海老塚係長に御出席いただいております。また、三春町の遠藤委員も御欠席ということで御連絡をいただいております。以上でございます。

それでは、開会に当たりまして、山村課長よりごあいさつを申し上げます。

○山村課長 水道課長の山村でございます。12月に入りまして、はや14日、半分が過ぎたところでございます。今月の初めには、今年の水関係の主要行事でございました第1回アジア・太平洋水サミットが無事に挙行されたわけでございます。行政の方の、今月の主要行事としては、下旬に予定されております平成20年度予算の内示及び政府原案の策定作業というものがございます。それに向けて、いろいろ期待感を持ちながら、今、準備を進めているところでございます。

水道ビジョンフォローアップ検討会の方は、今回で第6回になります。委員の皆様方には、お忙しい中、毎回、お時間を割いていただきまして、大変な御協力をいただいておりますことを心から御礼申し上げます。特に今回は、水道ビジョン5施策のレビューの整理ということでございまして、委員の皆様からは、事前に御意見を御提出いただいたところでございます。たくさんの重要な御意見を提出いただきまして、それを事務局で整理いたしまして、きょうの議論に向けて準備させていただいております。本日は3時間の予定で時間をとっておりますので、今まで以上にディスカッションの時間がとれるのではないかと思います。大変重要な会議になろうかと思っておりますので、どうかひとつ、御協力のほどよろしくお願いいたします。以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎室長 それでは、以降の議事進行は眞柄座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○眞柄座長 今、山村課長からお話がありましたように、見直しの部分については災害対策関係、その後に、委員の方々から御意見をいただきました点を、水道課の方でまとめられましたので、それによって議論をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、先回の議事録の件ですが、皆さんには既に目を通していただいておりますので、特に問題はないと思いますが、もしございましたら、後ほど事務局に御連絡をいただくということで、とりあえずこの段階では御了承いただいたことにいたしたいと思っております。

それでは、資料2に基づきまして、災害対策等の充実について、御説明をお願いします。

○本射補佐 水道課の本射でございます。災害対策等の充実について、説明させていただきます。まず、A3版の資料2をごらんください。

左上の方に、災害対策の充実と施策といたしまして、主要施策の4つが掲げられております。目標の達成状況というところで、それぞれの目標、達成状況が記されているわけですが、それぞれについて紹介させていただきますと、地震対策の充実では、基幹

施設耐震化率100%。基幹管路の耐震化率100%が掲げられておりますが、現時点では1割から2割と、いずれも低い値になっております。

平成17年度には、耐震化の定義を厳格化して調査しているわけですが、そういうことを加味しても、低いという事実には変わりはありません。

また、地域特性を踏まえた渇水対策の推進として、すべての事業で地域の実情に応じた給水安定度を確保するということで掲げております。これに関連する指標といたしまして、水源余裕率を掲げておりますが、1日最大給水量によって数値がかなり変動する値ですので、参考数値という扱いで見ていただければと思っております。

主要施策の3つ目といたしまして、相互連携、広域化による面的な安全性の確保ということがあります。こちらの指標といたしましては、バックアップ率が挙げられます。こちらの方は、最初の平成15年度でバックアップ率23%というのは、ビジョン策定当時の算定方法でございまして、これは水道事業体ごとのバックアップ率を出しまして、それを単純平均した値になっております。そういう、同じ方法で計算いたしますと、平成17年度は11%ということで半減しております。こちらの方は回答率や、また、市町村合併によりまして、バックアップ率がかなり変動した結果と考えております。ただ、一方、全国トータルのバックアップ水量というところで言いますと、これは減っているわけではなくて、横ばい、ないしは若干増加しているという状況になっております。

4つ目の施策といたしまして、災害発生時の事後対策の充実というところがございます。こちらで、目標といたしましては、すべての事業で応急給水量の確保、応急復旧体制の整備を掲げております。危機管理マニュアルの中で、地震対策マニュアルの策定率を見ますと、今現在は約4割ということになっている次第でございます。

それでは、具体的な中身につきまして、資料2（参考2）、パワーポイントの図の方で説明をさせていただきます。まず、4ページをごらんください。石綿セメント管の推移図が出ていますが、こちらは耐震性が特に弱いという石綿セメント管でございます。こちらにつきましては平成2年から補助制度も開始いたしまして、全廃に向けた取り組みを進めているところでございますが、まだ1万5千キロ弱、残っている次第でございます。特に残存距離の長い事業体に対しまして、1年半ほど前に調査をしたところ、10年以内に解消予定のところは4割ぐらいしかなく、取り組みのおくれが顕著となっております。また、5ページ目には、今年度から補助事業を開始いたしました基幹水道構造物の耐震化事業で、こちらに図が載っておりますが、既存のものについて補修するときに、3分の1ほど補助

をさせていただくという事業を、今年から始めております。

それでは、今後の対応といたしまして、8ページをごらんください。今後の対応の1点目といたしまして、水道施設の耐震性能基準の明確化が挙げられます。こちらは、現行基準では施設の重要度に応じて、地震力に対して安全な構造であること、ということになっておりますが、若干、解釈によっては不明確な面もございますので、表のように、水道施設を、その重要度に応じて2つに区分けいたしまして、それぞれに備えるべき耐震性能を明確化するというところでございます。こちらの方は昨年から開催いたしました管路の耐震化に関する検討会、また、今年開催いたしました水道施設の耐震化に関する検討会、この2つの検討会の結論を、10月末の厚生科学審議会生活環境部会にお諮りし、了解を得たことから、現在、省令改正の手続きに入っているものでございます。また、今後、更新時期を迎える施設が多くなりますが、それらの施設は、この改正によりまして、より確実に、更新時には耐震化を図っていこうという、そういうねらいでございます。

また、省令改正にあわせて、既存施設に対する対策も重要であると考えている次第でございます。9ページをお開きください。こちらは石綿セメント管の耐震化に関して、既に昭和60年に製造中止になっておりますが、順次、耐用年数に達しつつございますので、できるだけ優先度の高い管路を中心に、早期に適切な更新を進めるとともに、何とか10年以内に転換を完了するように指導していきたいと考えている次第でございます。

また、10ページには、ほかの既存の施設、特に重要な施設とか管路につきまして、まずは耐震診断を行っていないところは耐震診断を実施していただきまして、計画を策定していただく。また、その計画、耐震化の取り組み状況については、水道利用者の方に情報提供していただく。こういうことが必要ではないかということで進めていきたいと考えている次第でございます。

次に主要施策の2点目、渇水対策について。こちらは11ページをごらんください。近年、東京では、たまたま渇水騒ぎというのはないわけですが、左側の図で、100年間の降雨量のスパンということを見ますと、100年単位で見ますと、年間で100ミリほど減少しております。特に、近年は変動幅が大きくなる傾向が見られます。また、現在でも、佐世保市などでは減圧制限給水中、時間給水に至る一歩手前という状況でもございますし、全国的に見ますと、毎年のように長期間の給水制限が起きているという状況でございます。

次に、12ページをごらんください。こちらは、将来の水需要推計ということになりますと、節水機器の普及など、水源の余裕につながる動きを連想される方が多いかと思うんで

すけれど、ここでは逆の、新たな渇水リスクということについて、説明をさせていただきます。こちらは河川流量と、下がダム貯水量のパターンということになっていて、下の方の図を見ていただきたいのですが、現在は、この水色のような動きをしていて、これは利根川水系のダムをモデルとしたモデル図でございますが、冬季間、積雪期に川で水を使いまして、ダムの水位が下がりますが、これが雪解けとともに、春先に上がってきて満杯になる。そこで、その雪解け水などがありまして、夏ごろまでは何とかダムの水を使いながら、河川流量をコントロールしているという状況でございますが、これが一端温暖化になってしまいますと、赤のラインのように、雪解けが早くなってしまうと、春にためる水が少なくなって、秋の台風シーズン前にダムが干上がってしまう、そのようなおそれも考えられているところでございます。こういうふうなことも、一応、国土交通省の「日本の水資源」という白書の方でも、おそれということで出されているわけでございます。現在の水需要推計や河川流量の計画に、この温暖化リスクが具体的に反映されているわけではございませんが、水資源開発には、このようなリスクも、今後は考慮していかなければいけないということになっている次第でございます。

16ページをごらんください。こちらは大きな河川の、水資源開発基本計画によります計画水量の達成状況でございますが、このように、現在の計画を達成していないところがたくさんございます。そういうことから、渇水対策といたしましては、今後とも引き続き、地域の実情や特性に応じて、水道水源の開発等を計画的に進めまして、渇水対策の充実を図る必要があるということで考えている次第でございます。

次に、18ページをごらんください。主要施策の3つ目の、相互連携、広域化による面的整備の確保です。左にあるバックアップ率の図は、先ほど説明しましたバックアップ率でございますが、これは水道事業者の回答率や市町村合併による影響がかなり大きくなっております。そういうことから、今後は指標の定義について検討が必要ではないかと考えている次第でございます。

次の19ページをごらんください。こちらはバックアップ水量に関係するものとして、各水道事業体間の連絡管でございます。連絡管を引く場合につきましては、一定要件に合致するものについては国庫補助制度というものがあるわけですが、来年度予算に向けまして、補助制度の拡充を求めまして、予算要求中でございます。こちらの連絡管につきましては、現在は、一定距離以上でなければならないという要件があるわけですが、太い管であれば100メートルぐらいであっても、かなりの金額になります。そうい

うこともございますので、補助要件の緩和を要求中ということでございます。

次の20ページにまいりますと、これは現在の応援協定の一覧になります。こちらの方は、主要施策の4つ目で説明させていただきます、応急復旧体制の整備とあわせて整備されるべきものということで考えている次第でございます。今後の対応といたしましては、次の21ページにもありますように、バックアップ機能拡充のための補助制度の活用を指導・助言していくこと、こういうことでバックアップ量を増やしていく。こういうことが1点。また2点目といたしまして、バックアップ率等の目標につきましては、全国一律というわけではなくて、地域の実情や特性に応じて計画的にバックアップ量を確保していくことが必要ではないかというふうに考えている次第でございます。具体的な計画策定といたしましては、主要施策の4番目で説明させていただきます危機管理マニュアル等の策定を通じまして、それぞれの地域で必要な量が出てくるのではないかと、また、それに基づいて整備していくのが効果的ではないかというふうに考えている次第でございます。

それでは、主要施策の4番目になります、応急復旧体制について説明させていただきます。22ページをごらんください。こちらは1人当たりの貯水量について、指標として出させていただいているものでございますが、現在、全国平均では、1人当たり160リットルとなっているところでございます。こちらは阪神大震災以降、平成9年に厚労省で策定いたしました耐震化計画策定指針中の応急給水例に従いますと、全国平均値ということであれば、既に10日分は確保しているという状況でございます。個別に少ないようなところについては、これからも応急給水の貯水量と貯留飲料水量というのは確保していただくことが必要になるわけですが、むしろ貯留している配水池の耐震化率、こちらが2割しかないということが問題ではないかと。むしろこれからは、量というよりも、そういう、貯水しているものの耐震化ということの方が重要な問題と考えている次第でございます。

24ページをごらんください。こちらが、応急復旧体制の整備の根幹となります危機管理マニュアルの策定状況でございます。この中で、いろいろなマニュアル、応援協定の締結状況が入っているわけでございますが、中段あたりにあります、最も高い地震マニュアルをとったといたしましても、策定率は約4割にしかすぎません。さらなる策定率の向上が求められるところでございます。

これら危機管理マニュアル策定のための指針ということで、厚労省では水道の危機管理対策指針策定報告書を、昨年度に、水道課ホームページにアップしているところでございます。その内容につきましては26ページをごらんください。こちらの内容といたしまして

は、危機管理の内容として、地震対策から水質汚染、管路事故やテロ、渇水というものもございまして、それらを横断するものとしたしまして、災害時の応援復旧協定にも言及している次第でございます。こうしたマニュアルの具体的な策定方法を、報告書の中に記載しているわけですが、ホームページへの掲載のほか、立ち入り検査でも指導するなど、推進に努めているところでございます。こういうことを通じて、より一層、応急復旧体制の整備を図っていく必要があると考えているところでございます。

1枚戻っていただきまして、25ページをごらんください。こちらの図は、現在、日本水道協会の方で定めている、大規模災害のときの応援体制でございます。図自体は何を表しているかといいますと、被災した水道事業体のある市町村が、ほかのところに助けていただきたいということを決断すれば、被災した水道事業体が個別にお願いするのではなく、地方の支部長ないし本部の方をお願いすれば、そこが代理となって、応援余力のある事業体にちゃんと割り振って依頼をし、その体制の確立などを行うというようなシステムになっている次第でございます。

中越沖地震でも、3日目の支援体制が確立した後は、数時間後に復旧目標の公表をしておりますし、約20日間で復旧の完了ができております。地震規模を考えれば、非常にすばらしい効果と考えている次第でございます。ただ、一方、こういう体制につきましても、問題点が明らかになっておりまして、中越沖地震のときの関係では、初日の応急給水で給水車が少なかった、届くのがおくれた。また、被災事業体が応援復旧をすぐに依頼すればよいのですけれど、なかなか一つの事業体では、独力では決断しづらいというような問題点も明らかになっているところでございます。こういう問題点を解決すべく、現在、日本水道協会と検討を行っているところでございまして、来年度は危機回避計画ということを厚労省でもやる予定でございますので、そういう中でも検討していきたいということで考えている次第でございます。

それでは、資料2、A3版のまとめの方に戻っていただきまして、右側の進捗状況、評価、今後の課題について説明させていただきます。進捗状況といたしましては、それぞれの課題、主要施策につきまして、各種の国庫補助制度、マニュアル策定のための報告書などを公表して進めているところでございます。

総合評価、今後の課題といたしまして、1つ目の施策、地震対策といたしましては、耐震化が数字に見える形では進んでおりません。また、耐震化計画も、十分に策定されていないというような状況も明らかになっております。このような評価のもと、今後といたし

ましては耐震化促進のために満たすべき耐震性能の明確化を図る必要がある。また、耐震性の低い石綿管については布設替えが図れるように、助言や指導を行っていく必要がある。また、水道事業者は計画的な耐震化事業実施のため、耐震化計画を策定すること。また、国は、そういう策定実施に向けた指導を強化していくこと。こういうことが必要であると考えております。

主要施策の2つ目の渇水対策につきましては、近年の少雨化傾向を踏まえまして、地域の実情や特性に応じて水道水源開発等を計画的に進めまして、渇水対策の充実を図ることが必要ではないかということで、挙げさせていただいております。

3番目の相互連携と、4つ目の施策の災害発生の事後対策については、緊急連絡管の相互連携が図られるように、整備事業の補助制度につきましては、一層促進するように、助言、指導をしていく必要があるとともに、全国一律のバックアップ率を目標にするのではなくて、地域の実情や特性に応じた計画的なバックアップ量を確保することが必要ではないかと考えている次第でございますし、また、貯留飲料水量につきましては、全国平均レベルで見ますと、所期の必要量には、かなり達しつつございますので、今後は配水池の耐震化、また、ためたものをいかに効率的に配るかということで、マニュアル等も含めて緊急給水体制というものの整備が必要になってくるのではないかと考えております。ということで、水道事業者においては、危機管理マニュアルの整備等が一層促進されますように、引き続き指導していく必要があるということで考えられております。以上でございます。

○眞柄座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただいた内容について、御質問、御意見をいただきたいと思います。最初の、基幹施設の耐震化率のところで、何かありましたらどうぞ。

○宇治委員 後半のコメントのところにも、意見として挙げさせていただいたんですが、要はビジョンの目標が、ビジョンとして終わらせないためにという、こういう趣旨もありまして、例えば管路の耐震化率ということで言いますと、現状があまりにも低い。これを10年以内に100%と言われても、何か、ローマへの道みたいな認識で、あんまりやる気が起きないんじゃないかと思うわけですが、一方、先ほどのお話の中にも出てきました、いわゆる管路の耐震性に関する評価というような、技術的な見解が出てきましたよね。省令として、今年度、出されるというふうに聞いておりますが。だから、その結果を踏まえて、現状の再評価といいますか、この11%よりは、事業体によっては、かなり上がるのではな

いか、と。そういうふうな再評価をされてはいかがか、と。そうすれば、目標に向けて、これはこういう道筋をつければやっていけるというふうに、その気になる事業体も結構ふえてくるような気がいたします。あるいは、それとも絡みますけれど、確か日水協の方で、いわゆる、今の耐震状況を評価するようなP Iですか、パフォーマンス・インデックス、パフォーマンス・インディケーターが出ておりますが、その耐震性をはかる評価基準についても、今回の厚労省の省令と整合性がとれるような形になるように、厚労省の方に御指導をいただければというふうに考えます。

それから、基幹管路が100%耐震化されてしまえば、それはそれで、もう、すばらしいことだと思いますけれど、材質の耐震化ということだけではなくて、いわゆるブロック化とかループ化など、管網形態の耐震化というような観点も必要ではないか、と。例えば神戸市の500メートル・メッシュとか200メートル・メッシュでの耐震管網整備というのが進められていると、ホームページにも出ておりますけれど、そういうのは非常に有効であり効果的ではないのかなあというふうに考えます。

また、その管路に絡んでもう一つ申し上げますと、さきの能登半島地震のレポートなんかを拝見しますと、管路図面の不備により、初動態勢に支障を来したというふうに書かれておりますけれど、一方で、下水の方では、図面整備が下水道法で定められています。水道についても、災害時の早期復旧のために、そういう管路図面の整備を促すような、制度面での検討というのも必要ではないかと、このように思います。

○眞柄座長 どうもありがとうございました。今の宇治委員の御意見について、水道課の方で何かありますか。

○本射補佐 最初の、管路の耐震化の検討会の結果に基づく耐震性の基準の問題でございますが、これは水道統計で、現在、耐震化率の統計をとっているわけでございますが、とり方につきましては、省令が交付され次第、検討会の結果（省令）にあわせた集計方法について検討していきたい。また、P Iにつきましては、日水協さんで決められている部分でもございますので、情報交換等については綿密に図っていきたいと考えている次第でございます。

災害に強いシステムづくり、耐震施設につきましては、現在、省令の交付にあわせまして、耐震化計画等策定指針の更新の作業も進めておりまして、そういう中で、耐震性の強い水道施設づくり、そういうふうなものも出していきたいと考えている次第でございます。

○眞柄座長 今、宇治さんもおっしゃったんですが、耐震化率が、目標の100%に比べて

現実には低くて、行政的には毎年2%とか、5年の間には何%上げろとか、そういう現実的なベンチマークをつくってもらうように、耐震化計画の策定時に現実的な目標がないと、なかなか進まないのかなあという印象を私も受けます。

○宇治委員 管路の部分に絡むので、あわせて問題提起といいますか、お話しさせていただきますと、いわゆる病院なんかの医療用水の供給確保に関しては、確か来年の補助で、そういう重要拠点への、配水管の耐震化に補助がつくというような、そういう制度が考えられていると聞いておりますけれど、いわゆる災害、地震等の観点でいきますと、消火用水というのがありますよね。あの辺も、もともと、消火栓は水道の守備範囲ではないわけですよね。しかし災害面では極めて重要になるわけで、その辺も、水道としての役割、あるいは必ずしも水道が全部抱え込めないとするならば、そういう責任があるところとも、協議の上、そういうところも制度的に補助していくというような、そういう仕組みも要るのではないかというふうに思います。

○眞柄座長 消火栓について、消防庁との関係はどうなっているんですか。特に耐震化に関して。

○本射補佐 消火用水につきましては、大地震の際、断水するということは消防庁の方も想定しておりまして、そういう、断水したときにはどうするかということで、消防庁の方では別個に検討しているということで聞いている次第でございます。

○眞柄座長 それから、先ほどどこかで、災害出動の、日水協でのフローがありましたが、自衛隊との関係はどうなっていますか。消防と同じように、自衛隊はどうなっていますか。

○本射補佐 自衛隊の方は、それぞれの被災した市は県を通じまして、防災部局の方から直接自衛隊の方に出動要請をするというシステムになっておりまして、水道課が直接指示しているわけではございません。今後、自衛隊等につきましては、出動状況等の情報については連携を図っていくことが検討課題と考えている次第でございます。

○眞柄座長 この間の中越沖地震の際も自衛隊が出ているので、水道の事柄に関して、自衛隊と、現場でやっていることが、輻輳したり混乱をしたり、意思の伝達機構がスムーズでなかったり、というようなことが懸念されるわけで、現実の問題としてどうなんですか。

○本射補佐 実績で申し上げますと、例えば一番問題になった柏崎市、こちらの方は、柏崎市ガス水道局自体が、柏崎の防災から何台来るということで連絡を受けていまして、来る台数は把握していたということで聞いております。ただ、問題となったのは、水道の事業体もそうですし、聞くところによると自衛隊もそうなんでしょうけれど、初日に、出動

することになっていた台数は出動したんですけれど、来る時間がちょっと遅くなって、到着の見込みが少し違っていたということはございます。

○眞柄座長 今の柏崎の水道は、自衛隊から何台来て、その自衛隊から来たのは柏崎のこの地区で、水道協会の関係で、水道事業者から来るのは何台来て、それは柏崎のこの地域だという、その割り振りはだれがされたんですか。あるいは、そういうことはなかったんですか。

○大宮補佐 柏崎市全体の防災会議があって、こういうところに給水しなければならない、という情報に対して、自衛隊でどれくらい、水道事業者でどれくらい、というのを把握した上で、自衛隊にはここに行ってもらおう、水道事業者にはこういうことをやってもらおう、というような割り振りをして、それぞれの方をお願いをしたというふうに聞いております。実際は、最終的に自衛隊の方が多かったので、応急給水は、基本的には自衛隊の方にやっていただいて、その他、個別の問い合わせで、ちょっとこちらに送ってくれとか、機動的に水道事業者の応援で対応していただいたと聞いております。

○眞柄座長 もっと現実的に言うと、水道事業者の他の応援の場合には、費用はどうなっているんですか。

○本射補佐 応急給水について申し上げますと、応急給水の方は災害救助法が適用になれば、国と県が出し合うということになっております。基本は折半だったかと思いますが、比率は災害規模により違ってきます。いずれにしても市町村の負担はなく、補助率は100%ということで承知しております。

○佐藤委員 宮城県沖地震のときに、仙台が行くとか行かないとかというので出動しなかった事情が、財政的な措置の問題だったというふうに私は記憶しているんですけれど。

○眞柄座長 おたがいに応援し合うのはいいんだけど、自衛隊があるんだったら、非常に極論かもしれないけれど、他の水道事業者ではなくて自衛隊に全部対応していただいてもいいわけですよ。応急給水は全部、自衛隊がやってください、と。一方、損壊した施設の修理というか、給水までの作業は水道事業者が全部やる。地方自治体のスタンスとしては、どう考えられているのですか。

○芝池委員 逆じゃないでしょうか。我々も、訓練を前提としたやりとりをしているんですけれど、自衛隊へ給水要請をする前に、その区域内の近隣自治体等からの給水車であるとか、その確保をまずやった上で、それで足らざるをもって、自衛隊に要請するというふうな思考で全部やっていますから、これは危機管理室という、その県にある危機管理の

対応部署がそういう対応をしていますのでね、多分、間違いないとは思っているんですけどね。

今、先生がおっしゃるような極論で、応援給水は全部自治体に投げて—あの水をどこから運んできているのか、私は知らないんですけど、多分、他府県からかなあと思ったりしているんですけど。多分、その圏域が全般的にやられているとしたら、その水を、どこで給水車に入れてくるのかなあというのは、深く考えたことがないんですけど、多分、全府県が逆の思考で動いているんじゃないかと思うんですけどね。それは、そういうふうにやってしまえば早いですよ。きれいに、シェアがはっきりしていますから。しかし、なかなか、そうはなっていないんじゃないか、と。やはり近隣の被害を受けていない市からの給水が前提になっていて、足らざるを自衛隊への給水要請というのが、危機管理対策上は位置づけられているんじゃないかと思うんですけど。ちょっと、そのコストのことは、今、私も全然わからないんですけど。

○眞柄座長 それはそうだろうと思いますが、中越のときも神戸のときもそうだったけれど、水道の側から見れば、水道でみんな応援に来ているのに、何で自衛隊が出入りしているんだ、という印象も受けたことがあるんですよ。だから、やはり何か、さっきの消防もそうだけれど、何か、ルールが全然曖昧なままになっている。自衛隊との共同マニュアルをつくらないのはどうしてかなという印象を持っています。

○山村課長 そのあたりのところは、今回の新潟県中越沖地震の経験を踏まえて、今、日水協の場におきまして、応援体制を検討しているわけですが、そういった中でも、自衛隊による対応と、水道事業体の対応とを、あらかじめ調整をとって準備することができないかという意見も出ております。今回の新潟県中越沖地震の場合については、自衛隊が非常に熱心に対応してくれて、実際、この応急給水につきましては、水道事業体やるよりも、市民にとっては非常に評判がよかった。お風呂をつくってくれたり、そういうのもあったんですけど。そういうことで、自衛隊自身もちょっと変わってきているのかなあという感じを受けているんですけど、ただ、これまで国のレベルにおいて、そういった連絡なり調整をとったことはございません。今後どうなるかということについては、日水協の応急体制整備の検討の中で進められていますし、いずれ私どもの方も、自衛隊に一度、考えを聞く必要があるかなあというふうに考えているところでございます。

○眞柄座長 ありがとうございます。耐震化の関係で、石綿セメント管を10年程度の間に転換するよう指導していくということですが、先ほど御紹介があった施設基準の中で、

耐震化について、今の施設基準は経過措置が入っていたんですが、その辺のところと、石綿セメント管を10年間の間に転換させるということの、ある種の拘束力みたいなものは、どこを手がかりにしようとされているのか、あるいは何を手がかりにしようとされているのか教えていただけますか。

○本射補佐　今回も、省令の改正に当たりましては、検討会、審議会の方でもお話をさせていただいたのですが、既存施設の耐震化につきましては、従来の、これまでの、その施設の大規模な改造のときまで、これらの規定を適用しないとなっていることにつきましては、同様の考え方が妥当ではないかと考えている次第でございます。そういう部分では、法的な拘束力というのはないわけですが、それ以外の手段で進めていきたいと考えています。具体的には、当然、新たな省令を出すと同時に、水道施設の耐震化の施策につきましても、こちらの方で指導文書を発出したいと考えておりますので、そういう中で、省令の考え方自体として、古い施設、既存の施設は耐震化をしなくていいわけではないというようなことを説明しながら、指導していきたいと考えている次第でございます。また、今まで石綿管については全廃ということは、いろいろ、各種のものを通じて指導・補助はさせていただいていたんですが、目標年限の明示というのは、ないわけございまして、そういう部分でのインパクトといいますか、そういうことで何とか石綿管の全廃を促進させていきたいと考えている次第でございます。

○眞柄座長　ほかに、いかがでしょうか。

○古米委員　2番目の施策、地域特性を踏まえた渇水対策の推進というところで、具体的に、スライドの11、12という形で説明をされてしまうと、何となく、地域特性を超えた、地球温暖化だとか長い展望を見据えた上で、水源をどう確保するのかというようなレベルとなっています。結果的には同じような渇水対策をしないといけないんですが、単純に自分の持っている水源と、配水しなくてはいけない領域だけに留まらず、要は水源を、異なる事業者同士がどう連携して確保しておくのかというようなことも、場合によっては渇水対策、給水安定度の確保につながるのではないかと。それがすぐ必要かどうかは別として、そういったことを本格的に議論し始める段階になっているんじゃないかと思います。こういうスライドを使って、長期的に重要な視点を提示することも大事であると感じました。

○眞柄座長　12ページの状況は、実は、今年の統計がまさにこれで、融雪が早くて、それで、どんどんダムが下がって行って、台風か梅雨が来なかったら大変な事態になっていた。

もう、現実にはこういう事象は起きているので、やはりダム運用の考え方も、国交省あたりと少し考え方を整理しないといけないだろうというふうに私も思います。温暖化かどうか明確ではないけれど、そういう影響が出てきているので。北見のゲリラ降雨も、要するに気象がものすごく荒れてきているので、そういうことも踏まえて、これから水資源の扱いというのは、従来とは少し違うスタンスをもってやらないといけないんじゃないかと私も思います。

ところで佐世保は今、減圧給水しているんですか。

○本射補佐 はい。

○眞柄座長 見込みはないですね。

○山村課長 かなり今、西日本方面にそういう傾向が出ておりますので、懸念しているところですけど、この時期は、台風とかそういうことによる一挙の解決というのは見込めませんので、冬場の渇水というのは、ちょっと長期化するという不安があります。

○眞柄座長 佐世保は、もともと水がないところだから、福岡と同じように、海水淡水化でも考えなくてはならないのでしょうか。

ほかに、ございますか。渇水対策の次はバックアップ率ですが、相互連絡は、確かにそうなんです、バックアップ率という事柄に関して、要するに指標そのものの考え方も変えなければならないというようなニュアンスで受け取ったんですが、そういうことでよろしいんですか。

○本射補佐 はい。

○眞柄座長 でもこれも、目標が40%ですか。耐震化と同じで、かなりまだ、先は厳しいですね。水量は別にしても。

それからマニュアルですが、要するに、危機管理対策指針の策定調査報告書をホームページにアップして、事業体に、つくりなさいよというふうに指導しようとされているんですが、これをつくるのは、どれくらい大変なんですか。職員が何人ぐらいいるところだったらできるんでしょうか。

○事務局 大体5万人から10万人規模の水道事業者を対象にしております、危機管理対策指針は日水協で作っていただいたんですけども、事前に、水道事業者の方に一度、危機管理マニュアルをつくっていただくというようなこともしております。ですから、その規模であればできるという判断をしております。

○佐藤委員 問題は、事業体の姿勢というふうに私は思うんです。例えば24ページに「応

急復旧体制を整備していない水道事業者が多く見られる」とありますが、応急復旧体制どころか、自らの事業体で危機管理体制をつくらない。例を挙げますと今から3年前に中越地震が発生しました。その後、九州のある都市の地方行政改革に関する会議が開かれた際に、水道事業の管理態勢について委員から指摘があったときに、水道事業管理者が、「中越地震で被害にあった際に、他の都市から応援体制が敷かれた。わざわざ我が市で緊急貯水槽をつくったり、応援体制を整えなくても大丈夫です。」と答えています。このことはその事業体だけの問題ではなく、さっきのマニュアル策定が4割そこそこというところを見ても、まだまだ浸透していないのではないかと、思います。

特に、水道ビジョンを策定してから、4つの大きな地震が発生し、さらにはこの集中豪雨ということで、大変大きな被害がもたらされているという意味での危機感というものが、なかなか植えつけられていないのかなあと。そういう意味では、日水協が中心となった、応急復旧体制をはじめ自治体・事業体間の協力態勢が実施されており、水道ビジョンでも、この問題にかかわっては触れておりますけれども、ビジョン策定後の4つの大きな地震、集中豪雨の中で、応援体制も含めてどういう問題があったのかということについて検証し、全自治体・事業体で共有化するべきと考えます。

さらに言うと、激甚法の指定の問題とか、さまざまな法的な問題もあると思うんですけど、マニュアルの策定、さらには法改正が必要な部分については、やはり明確に打ち出して事業体が、元気が出るような応援体制ができるような、そういうことも考えてやらなければならないだろうと思います。厚生労働省が余り出過ぎると地方分権に反するみたいな反発もあると思うんだけど、日本水道協会と連携した取り組みも必要と考えています。

○眞柄座長　そうですね。水道事業管理者の方も、一生懸命おやりになっているんだけど、最後はやはり、首長さんの姿勢ですよ。そこがスムーズにつながらないと。北見でも、やっぱり、北見市全体の財政改善の影響を水道事業が受けたということが、遠い理由になっているので。難しいですよ。まあ、表現は悪いんですが、こういうマニュアルとか計画を立てなかったら、何か社会的に批判を受けるようなルールでもつくらないと……。あんまり好きじゃないんですけどね。でも、そうでもない限り本当にやらないんでしょうね。

○芝池委員　マニュアルをつくっても、マニュアルどおり動かないのが実態なので、それ以前の問題なんですよ。

○眞柄座長　訓練をやっていますか、というのと同じことなのでね。

○芝池委員 いや、少人数の水道事業体ではできないんですよ。

○眞柄座長 できないでしょうね。

○芝池委員 一度でもそういう議論が、その水道事業体の中でなされれば、ある程度、自らの身に置きかえて、どういう行動指針をとればいいのかというのが出てくるんでしょうけれど。

○古米委員 言いかえると、小さいところだとできないんだったら、逆に、できるサイズで連携する危機管理マニュアルをつくるということを提案することが重要ではないでしょうか。

○芝池委員 そうなんですよ。だから地域単位でね。

○古米委員 地域単位でつくりなさい、と。個別でつくっても意味がないですよ、と。

○芝池委員 このビジョンフォローアップで、ずっと思っているんですけど、常に片方に広域化の流れがあって、側面、側面で出てくる、その進まない現状が、いつもそこへ行ってしまいうんですよ。

○眞柄座長 だから、今回の中越沖、阪神のときもそうですが、応援が日水協の支部単位で動いているんですよ。支部単位ぐらいただと、まとまるんですよ。だから一つ一つの町のレベルだとだめで、応援なんかに行くときには、支部単位で行けば、そこで支部長都市がちゃんと整理をして、さっとやってくれるんだけど、いざ自分のことになると、自分の範囲のことしか考えないから、「できない、できない」となってしまうという、そういう傾向がやっぱりあるのかもしれないね。

それと、ホームページに、どこの町がどういう計画をつくったかという、活字じゃなくて地図の上に、ここの町はできています、ここはできていません、というふうに一目でわかるようなものにするといい。首長さんに「うちの町だけ抜けていますよ」とか、そういう、わかりやすい、「やっている」「やっていない」というやり方も、少し工夫する必要があるんじゃないでしょうか。

厚労省の水道課のホームページだったら、国民のだれもがアクセスできるんだから、「うちの町はできてないじゃないか」というのがね。何か、そういうところを工夫しないと、なかなか、やられないんでしょうね。

○山村課長 前回の会議のときにもお話ししたんですけど、地域水道ビジョンの都道府県版というのをつくっていこうという話になりまして、今、準備をしております。やはり広域的な話については、音頭をとる人がいないと、事業体はそれぞれの事業の中での責任

範囲で動いていますから、それを超えての話はなかなか進まない。今の都道府県の単位で、果たして十分かというのは、やはり先ほどの、支部単位ぐらいの方がいいというような話もありましたけれども、当面は都道府県の地域水道ビジョンの中で、何かこういう、含めるときの項目みたいなものを考えていくというようなところも、工夫の余地があるかなあ、と感じております。

○眞柄座長 それでは、とりあえず災害対策等の充実ということで、とにかく充実をしなければならぬということは確かだし、それへ向けての施策の展開が、ちょっと遅い。それを促進するためにも、補助制度が動き出したり、施設基準が動き出したりしているということです。もう少し努力を、国全体としてやらなければいけないという印象を、さらに強く持ったということかと思います。

それでは、次の議題ですが、ビジョンの5つの施策群のレビューに関して、委員の方から御意見をいただきました。幾つかの点でくくっておりますので、その流れに従って説明をしていただいて、委員の方からさらに御意見をいただきたいと思います。では、資料3の説明をお願いいたします。

○大宮補佐 では、資料3をごらんください。冒頭、お話ししたように、委員の方から事前にいただいた意見を施策群ごとにまとめさせていただきました。施策群と、その下に小見出しという形でつくっております。意見をそのまま反映しておりますが、私どもの方でアンダーラインを引かせていただいて、ポイントという形でつけさせていただきました。まず、水道の運営基盤の強化について、共通というところと、新たな概念による広域化の推進、その部分の意見をまず紹介させていただきます。1ページ目から御紹介します。

意見としまして、運営基盤の強化が最も大切である。運営基盤の強化が残る4施策の推進のいかにかわってくると考える。

また、世界でも数少ない蛇口から飲める水道である。財政的・技術的基盤を有し、水道水質の自主検査体制確立を可能とする適正規模の事業体を確立することが急がれる。

続きまして、道州制のブロック割りに合わせて、ブロックごとに統合して広域水道会社へ移管、つまり民営化を行う。自治体が出資して電力と同じような広域の株式会社を起こす。平成13年の水道法改正で制度化された第三者委託は期待された効果が出ていない。自治体の境を超えるのは大変。水道事業が公営企業といえども自治体行政の1部門にすぎず、職員は人事異動のローテーションに組み込まれ、優秀な経営や技術の人材を確保できない。工事発注や資材購入は地方自治体の複雑な事務手続きを経なければ実行できない。公営企

業とは名ばかりで、自治体の1行政事務が複式簿記をつけているだけ。例えば日本水道協会の地方支部ごとに統合。事業規模で売上が1,000億円から1兆円規模であれば人材も資金も確保でき、水利権が水系で一元化できる。施設管理や事務管理システムのコストは大幅に削減でき、料金は電気料金と同じく地域一本にできる。水道水源保全保護も水道料金のコストに盛り込めば、まとまった対応ができる。水処理メーカーやコンサルタント、建設業界も長期安定した需要が見込め、日本の水道を支えてきた体制を強化できる。地方自治も都道府県の枠組みを越えて、道州制に向かって動き出している。水道事業を広域統合・民営化し、日本の水道が一つになって力をつければ、その技術や運営ノウハウで海外展開も期待できる。最終的に全国水道のブロック別公益企業を立ち上げることを提案する。

続きまして、東京都以外は水道事業経営を認めていない。水道法の「市町村経営の原則」については、都道府県も経営主体となることが可能となるよう改めるべき。

「地域水道ビジョン」策定の取り組みの強化。合併に伴い小規模事業体では一般職員が水道業務を兼務する。財政効率優先から技術的業務の安易な委託や外注化も拡大している。広域化や事業の大規模化に伴い複数の技術管理者が必要との指摘もある。当面、最大の問題は料金問題。政治的な判断による水道料金の低位平準化が強行されている。中・長期の財政計画による適正な料金設定。「市町村合併に伴う水道事業統合の手引き」による一層の指導の徹底が必要。

続きまして、相互補完的な事業体の広域的連合や連携等が構想されるべきである。

続きまして、事業体が広域化に踏み出すまでのインセンティブになっていない。中小規模事業体に対して自己経営分析ツールを提供するべき。事業統合・経営統合に伴い実施する施設の改良、新設に要する費用に対する国庫補助制度の創設。また、事業統合・経営統合に伴う施設の廃止に要する費用に対する国庫補助。また、繰上償還制度及び低利債への借りかえ制度の創設。以上でございます。

○眞柄座長　ここまでのところで幾つかのコメントをいただいたわけですが、これについて、改めて御意見を出していただければと思います。

○芝池委員　私からも出させていたideているんですけど、水道事業体の抱えている、現在の課題というのは、料金収入の減収。これは水事業の減少に伴って起こっているわけですけど、あるいは先ほどからも言われているような、災害対策を含めた老朽施設の更新とか、あるいは技術者の不足の議論があるわけです。ベースには、府域水道事業体を見ても、ほとんど黒字で、当面は大丈夫なんです。しかし前回の、厚労省からの紹介にもあ

りましたように、一歩前へ行って、じゃあ10年後どうなのかというところで、ほとんどの水道事業体は、きちっとコストを把握できていない。そこに、今まさに、このビジョンでも議論になっているような、耐震対策とか、そういう、管更新を初めとする、施設のリニューアルを入れると、もう見たくないという世界が、多分、あるだろうと思うんです。

一方で、水道事業体の抱えている現状というのは、私どももそうなんですけれど、当たり前に、蛇口をひねったら水が出るということが、当然になっていますから、首長さんは、ほとんど、水道に対する危機意識というのは、ないと言ってもいいぐらいなんです。むしろ、何か事故が起こった方がいいんじゃないかと思うぐらい、それほど意識がない。そうすると、水道事業の10年後がどういうことになっているのかということ、首長がそういう姿勢ですから、住民も含めて、全く知らされていないというのが現状ですからね。ぜひとも、今回のフォローアップの中からは、先ほどちょっと出ていたわけなんですけれど、中小の事業体に対して、自己経営分析ツールを、できるだけ、簡単にとは言いませんけれど、できるようなフォーマットをお示しいただいて、少なくとも事業体自らが、自分たちの事業の10年後あるいは15年後の姿を自覚するようなものを持つべきだろう、と。そして、その解決の手段としての広域化ということ、一つ、解決策の手段として真剣に考えるべき時期に来ているのではないかと思います。

先ほどの災害対策でもそうです。古米先生がおっしゃったように、小さな事業体で考えても意味がない。しかも大阪のような、全国で一番小さい面積の都市では、本当に、ことほどさように情けないということが、いっぱい起こってしまっていますね。だから、その辺を、ぜひともフォローアップの中で、きちっと整理していただきたい。

そして可能ならば、そのインセンティブを……。私どもも悩んでいます。例えば広域化対策費ということで支出予算を、目玉として出してもいいのかなあ、と。時期的にね。そういう大義を得た上で、我々は用水事業者ですから、水道事業体に対して、ループ管でありますとか、バックアップでありますとか、いろんな特化した予算をぶち込んでいくというようなことを、あえてやろうかなあ、と。しかしこれをやったからといって、私どもは一つももうかるわけでも何でもなくて、非常に悩むところではあるんですけれど、本当に安全な水道を構築しようと思えば、まさにそういう、一歩踏み出した広域化対策というような形で出してもいい時期が来ているのかもしれない。

ちょっと、これはまだ、正直言って、部内でも悩みがありまして、結論は出ていないんですけれど、来年度予算の策定段階においては、あんまり、広域化対策を意識せずに予算

策定を進めてきたんですけれど、打ち出しのときに、やってみる価値はるのかなあ、と。この議論を踏まえまして……。そのぐらいまで来ているんですけれどね。そうでないと、用水事業者からすると、やはり水道事業体に、なかなか意識が芽生えないんですよね。それを、今、ここでいろんな議論があるような、諸比率の向上を目指すとするときに、非常に気になるころではありますね。

もう一つは、そういった中心に、やはり事業体の限界を、だんだん感じていますから、府域水道事業で言えば、全部、厚労省が直接なんですね、水道事業者に対する指揮命令系統が。大阪府の健康福祉部という、一つの水道行政体は、単なる進達機関になっていて、何の指導権限も有していないということなんです。

○眞柄座長 大阪府の場合はそうですね。

○芝池委員 はい、そうなんです。そうすると、なかなか、事業体から見て、行政が歯がゆいという部分もありまして、まとめをされるビジョンの中では、できれば、それぞれの役割を明確にさせていただいた方がいいのではないかと。ちょっと補足になりましたけれど、そんなイメージです。

○眞柄座長 はい、わかりました。大阪府の場合は、地方自治体の人口が大きいので、厚労省が直接対応していて、府の知事部局が水道のことを考えることがない、ということになるわけですね。

○芝池委員 ええ、ほとんどそうです。

○眞柄座長 そういうところと、一方では、都道府県の知事部局が水道の許認可を見ているところもあるし、その辺のところは、ある種の問題を生んでいるのかもしれないですね。

○山村課長 芝池さんのお話を伺って、大変心強い感じがしたんですけれど、私自身も大分前ですが、県の行政をやったことがあります。県の係というのは、組織が非常に小さくて、一番トップが係長では、なかなか発言力も確保できないという状況にあります。その一方で、同じ県でも、水道用水供給事業をやっておられるところは、私の行っていた県におきましては、企業局というところで、企業局長というのは知事さんの次かその次か、それくらいのような方がおられて、それで、部長さんもおられるし課長さんもおられる。こういう組織でやっていて、それで県下の、市町村の水道事業体の受けている感じは、頼りになるのは県の企業局だ、と。県の行政の水道係というのは、手続きなんかで通ることはあるけれど、やっぱり実際に毎日の仕事の中で密接に関連しているところ、しかも力を持っているところ、そういうところと、これからの方向を話していきたいというような雰囲気

気が多分にございました。

そういう中で、用水供給事業をやっておられる県の部局の方は、もともとは、各県の行政部局から、そういう部署を歴任された方が来ておられるんですけど、水道用水供給事業という立場に立ってしまうと、自分たちは前かけをかけて商売をしている、こういう立場ですよ、というふうにお話しになることが多かったんですね。それで、本来持っておられる用水供給の組織の中でのパワーを、そういう行政感覚の面で発揮されずに、単に用水を売るという、そういう事業に限定的に動いておられるという感じがあります。

そういう中で、やはり、これからの方策としては、都道府県の中での水道のあり方を、やはり県全体として考えていくということが求められるのではないかと思います。そういう中で、用水供給で長年、市町村と接し、そして経験を積み重ねたお立場から、もっと、各市町村の水道事業に対して働きかけていくべきであるという意識を持って取り組んでいただくというのは非常に心強いことですし、また、それは非常に重要なことだと思うんですね。力のある人が、やはり、その力を発揮していくということですね。

今の水道法の中での、水道用水供給事業の役割というのは、厳密にはそういう、水を供給するという、供給者という立場ですけど、何かそこを少し、制約を克服して、その地域の中にいる水道行政あるいは水道事業の立場で力を結集していくような、そういう取り組みをエンカレッジするようなことができると、今、話題になっている課題の幾つかは、取り組みのきっかけを見出せるのではないかという気がいたしました。大変心強い御発言だったと思います。

○眞柄座長 一方、東京都は、実質的には多摩も含めて、水源から給水まで一元化してやっておられるわけで、そういう意味では、やはり東京都のようなやり方を、ほかの府県も少し勉強されるといいんじゃないかと思うんですけどね。

○海老塚代理 東京都でございます。今、眞柄先生からお話のありましたとおり、東京都の場合は、東京都のほとんどの地域につきまして、多摩地区の市町も含めて、一元的な水道運営というものを行っているところですけど、昭和40年代までは東京都水道局の所管部署というのは23区内に限られていました。それを順次、拡大・統合しまして、今は、一部、独自に経営している市もありますけれど、ほぼ全域にわたって都営一元化という形になっております。

ここで、やはりメリットとして感じるのは、例えば多摩地域の水道のお客様なんかについても、やはりサービス面ですとか、あるいは給水の安定性とか効率化とか、そういうも

のを我がこととして、実感して事業運営に当たれるというのは、やはり東京都としての強みと考えております。

現在のような形ではなくて、多摩地区について、例えば用水供給のような形でやっていた場合に、やはり二元化してしまっていたのかなというところがあって、そこを、一遍にはできなくても、結局30年ぐらいかかってしまったんですが、一元化するという方針でもって取り組んできたというのは、非常にいい方向に進んでいると考えているところでございます。実際、そういった広域化につきましては、やはり今、都道府県の役割というのが大きいのではないかというのが東京都の考え方であります。あとは、一応、都営水道というのは、東京都という範囲にはなっているんですけど、将来的にはさらに広域化というのも視野に入っているのかなあというところもございます。

○眞柄座長 ありがとうございます。

○山村課長 今回のコメントの中で、やはりその地域の水道を、我がこととして考えるという視点、これは非常に大事だなあと思いました。「我がこと」の反対語というのは「人ごと」なんですね。それであってはいけないと思うんです。そういうときに、全国を見えてまして、用水供給の立場でやっておられる方に時々見られるのは、水道事業者のことを、あんまり理解せずに、用水供給の立場でだけやっておられるというところがありますね。だから、やはり用水供給でやっておられる方にも、水道事業のことを我がこととして考えてほしいですし、それから、受水団体の側にも用水供給のことを、我がこととして考えるような、そういうコミュニケーションが必要なのではないのでしょうか。

○眞柄座長 地方公営企業というのは、やはり企業の経済性と公共の福祉ですよ。でも、県単位にしたって公共の福祉というのは、ちゃんと担保されて、一方で企業の経済性が発揮されるわけだから、もっと、地方公営企業の、ある種の合併・統合みたいなことを、やはり、もっと推進してもいいんじゃないかというふうに僕も思いますね。

今の状況だと、水道事業は確かに、一見黒字だけれど、公共の福祉はとにかくやっているんだけど、企業の経済性という観点がやはりちょっと足りない。だから、そこをやはりもう少し指導していただけるといいんじゃないかなあという認識を、私も持っています。

ほかに、いかがでしょうか。広域化は働く場所が広くなるというのは、いいんじゃないでしょうか。少ない人数でね。人口5万人ぐらいの町だと、多いところでも、水道の部局で14、15人ぐらいですよ。14、15人で、ずっと一生暮らすというよりも、150人とか3,000人ぐらいあると、仕事をしていても、いろんな人とかかわりがあって、幅が広がって

て、働く環境も、かえってよくなるんじゃないかと思うんですけれどね。

○佐藤委員 私ども労働組合としては、過去の広域化というのは中央集権的に、地方の実情を無視したような形で来られたというふうに認識して、反対の立場で対応してきました。しかし、水道ビジョンを策定した趣旨、つまり小さな事業体で経営・技術基盤が弱いところは広域的事業運営が必要である。その際には、水不足が明らかであること。使用者の料金負担増にならないこと。事故水源を放棄せず、使用者の理解が得られること等の条件をつけながら、安全・安心な水を安定的に供給するためには、やはり広域的な水道行政をどうつくっていくのかというところを求めていかなければいけないのではないかという認識でいます。

○眞柄座長 ありがとうございます。

○大宮補佐 では、4ページをごらんください。水道の運営基盤強化のうち、最適な運営形態の選択及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築について。水道ビジョンでは第三者委託を推奨している。委託は、公の責任、技術の継承といった観点から論じられることが多いが、それ以前の問題がある。委託で、現場で職務に当たっているのは、いわゆる非正規雇用者、派遣社員である。社会・政治問題となっている「格差」を拡大することに公が加担していることにならないか。

官民連携については、その実質的意味の再確認、具体的な方策が伴わなければ実効性が危ぶまれる。官民が一体となって取り組む姿勢を強く打ち出していきたい。公設民営化を推進するため、官民連携の重要性を強調したい。持続可能な水道事業経営のために官民連携（PPP）が不可欠。民間企業にもメリットのある施策が求められる。第三者機関による業務評価を行う仕組みを導入。第三者機関の設置を義務づけるべき。民間企業であれば、監査や株主への説明責任が問われる。厚生労働省の立ち入り検査の指摘事項、文書指導事項をホームページ等で公開する。

続きまして、合併に伴う水道事業体の統合は15%にとどまり、統合の進捗や態様は様々である。課題は料金問題。443事業体の中で半数が今後の課題としている状況。市町村合併に伴う事業統合に関して、十分な制度設計もないまま安易な委託や外注化を行う動きが顕著。浄水場部門などの基幹的業務の委託の拡大。事業運営の一体性や安全・安心を実現するための運営基盤の確保も危ぶまれている。料金問題の解決、運営基盤確立。技術的基盤を失うことのないよう対応することが求められる。

水道事業の指定管理者制度適用に関して、地方自治法と水道法による制度整備・法解釈

が確立されていない。水道施設の管理とは、単に水道施設の管理代行との意味にとどまらず、水道施設の運営と同義ではないか。指定管理者制度を適用するに当たっては水道施設の全般的管理を包括的に行うとの動向も見られる。水道事業の認可の観点も含めて水道法との整合を求める必要がある。

水道事業の公営原則を第一義とすることを改めて再確認する必要がある。事業体内に技術力を確保することが最低限必要。水道事業の広域化に向けた政策の展開や指針をつくり、水道事業に指定管理者制度を適用する場合の水道法の規定や適用について明確な基準を明示することが必要。コスト削減、経営効率重点の価格競争による入札の横行により、受注する企業の技術力低下が危惧される。北見市における大断水事故は事業体内の技術力の喪失が現実の問題。受託者側の技術的水準の低下。現有する技術力の維持と活用について指針を示す必要がある。事業体における技術力の強化。現有する自前の技術力を診断し、技術力の向上を進める統一的な指針を示す。研修制度の充実。以上でございます。

○眞柄座長 ここまでのところで、先ほどの話題よりも少し具体的に触れていただいておりますが、ここについて御意見がありましたらお願いします。

○古米委員 改めてここで、先ほど自己経営のツールがあった方がいいというような御指摘もあったのと同じように、要は経営力とか制度設計といったキーワードが出てきていて、それには、必然的に水道料金が非常にかかわってきているということが改めて整理されているのかなあと思っています。今、ふと思ったのは、何かいっそのこと、これは非常に危ない考え方かもしれないけれど、全体を見てトップダウン的に、ここの地域はこう一緒になってこうやった方が、こんなに経営がうまくいくというようなシナリオづくりを、1億円ぐらいかけてコンサルティングをやって、1年半後ぐらいに出すという大胆なこともあり得るのかなあ、と。そういうことを、さっき一瞬思ってしまったんですが、それぐらいにといいますか、極論ではありますが、そのようなシナリオづくりができるくらいの方法論、まさにツールが必要なかもしれないけれど、そのためにも、まず、水質や施設の情報だけでなく、経営や制度設計に必要な資産管理の情報をちゃんと事業体ごとに集めてください、というようなことが改めて必要なのかなあというのを感じた次第であります。

○眞柄座長 はい。5ページの3分の2あたり、地方自治法と水道法における制度整備・法解釈が確立されていないというのは、これはどういうふうに理解すればよろしいんですか。事務局でわかれば教えてください。指定管理者制度のところですが。

○森補佐 水道じゃなくて病院事業であれば、指定管理者が利用料金制でやっているところ

ろもあるんですけど、水道でこれが難しいというのは、多分、同じ水道法の中に、原則市町村が経営するという言葉がありながら、一方で第三者委託という項目があるものですから、この部分の解釈で、恐らく市町村の方では（第三者委託によらずに指定管理者制度を導入することに）躊躇してしまうのではないかなあというふうに考えているんですけど。

○眞柄座長　そういう意味ですか。

○森補佐　ええ。その辺の整理なのかなあとは思いますが、水道法全体を通して見ると、完全に禁止しているという感じは、私は受けてはいないんですが。

○眞柄座長　いえ、禁止はしていないでしょう。

○森補佐　ええ。ただ、厚労省のスタンスとしては、いろんな解説の本なんかを読むと、その辺は否定的に書いてあるようなニュアンスを受けるという感じがしますので、その辺の整理のされ方かなあと思うんですけど。

○眞柄座長　今度の市場化テストでも同じことが発生しますか。市場化テストをやるとなっていますよね、水道が。

○山村課長　市場化テストをやるのではなくて、従来のさまざまな第三者委託等の活動を進めていくということです。

○眞柄座長　そういうことですか。公営でできなくなったら困りますよね。だから、公営で水道事業を行えないほど地方自治体の財政力が厳しくなったときに、水道サービスを継続するためには、公設民営ということか官民連携を考えなければならないという事態が発生する。それから、僕が思うのは、公設公営で、先ほどの東京都のように、最初のうちは公設公営ですよ。

○海老塚代理　そうです。

○眞柄座長　実質的には、区部の水道が多摩の水道の経営をしていたわけだから。それと同じように、大きな水道が小さな水道を運営するということで、統合しなくても、公設公営というものもありますよね。それも少し考えてみる必要があるんじゃないでしょうか。それがさっきの、もう少し大きな広域化ということなのかもしれないけれど。

○山村課長　第三者委託のことが、佐藤さんからよく言われるんですけど、公公連携が基本だったんじゃないか、と。まさにそういうことで、じゃあ、なぜそういうものが進まずに官民連携の方に進んでいるかというところを考えると、やはり、ある自治体が、他の自治体のことをやることについて、例えば取水施設が隣にあって、それは隣に管理しても

らった方がいいとか、そういう、わかりやすい事情があるときには、公と公の連携というのが進むと思うんですけど、そういうのが全くないところで、例えば、どこかの地域の簡易水道を、他県の大きな水道が面倒を見るというようなことは、なかなか発想がされな
いし、それから、恐らく、そういうことをやるとなったときに、なぜほかの行政体のこと
を、ある行政体がしなくてはいけないかと、こういう議論が出てきてしまうと思うんです。
ですから、そこを解決する方法をうまく見つければ、公公連携がもっと成立するんじゃない
か、と。その成功例は、東京都の歴史の中にあるとも思いますし、その辺の経験の共有
というか、何か一工夫できないものでしょうか。ちょっと総務省さんに伺えればと思いま
すけれど。

○眞柄座長　むしろ今は、東京都の場合は東京都内だからいいけれど、東京都が埼玉の水
道の運営をやるというのは、できないんですよね。僕は、できないと理解しているんです
けれど。そうでしょう。

○森補佐　できない根拠が今すぐ浮かばないんですけど。

○眞柄座長　ある地方自治体の範囲の中で仕事をする分はいいけれど、隣の地方自治体の
仕事をするというのは、できるんですか。

○森補佐　いえ、水道はできます。

○芝池委員　僕はできると解釈していましたけれど。

○眞柄座長　それはできるんですか。

○森補佐　現にやっているんじゃないでしょうか。給水区域という意味では、既に市町村
の区域を越えてやっていると思います。

○眞柄座長　給水区域を他の町でやるのには、両方の町で条例をかけるんですよね。1つ
の町の、親元の事業体の条例だけではだめでしょう、給水区域の決定は。違いますか。い
え、できるならいいですが。

○森補佐　水道に関しては、給水契約になりますので、確かに料金については条例で決め
るんですけど、A市がB町の分まで給水区域に入れているのであれば、A市の条例のみ
で足りると私は思います。

○芝池委員　今、山村課長がおっしゃいましたけれど、人の問題だと思います。大阪府域
で、実は最近、進んできているんですよ。大阪市が非常に、人的資源が豊富なんですね。
その人的資源を使って、府域の弱小水道事業体の、極端な言い方をしたら更新事業から始
まって、運営事業まで、協定を結んでやり始めるというところへ行っていますから。

○眞柄座長 やはり協定ですよ。

○芝池委員 だから、そこは多分、私どもも、最近、やっとわかってきたのは、広域化という観点で、全部、人口の構成を出していきますと、他の市町村ではもう無理なんです。余力がない。全く、よその水道事業を受託するような、あるいは事業を受けて、何か、設計をやったり、あるいは監督をしたりという余力がなくて、それがあるのが、今、大阪府下では大阪市水道なんです。大阪市域水道は、たくさん技術者がいますから、その余剰人員を、どんどん、府域市町村の受託事業に振り向けていまして、そこには全部、協定を結ぶ。その協定を結んだところは自分のところの研修施設を利用させてあげるということもありまして、それで侵食して行っているということがあります。

○眞柄座長 でも、民間の企業は、新たなる競争相手の出現ですからね。

○芝池委員 結局、今、先生がおっしゃったことで、じゃあなぜ民間へ行かないのかということ計算しますと、全部、コストなんです。圧倒的に、大阪市の提示価格が安い。

○山村課長 確かにそれもあると思います。ただ、そういうときに、ほかのところをやっているんだったら、その分、人を減らせというふうな話も出てくるんじゃないでしょうか。今のケースはそうならずに、外へ出て行っているということですけど、よく言われるのは国際協力みたいな話で、JICAの専門家を出してください、と。それでJICAの専門家を出すと、出すような人がいるんだったら人が余っているんじゃないかということ。

○眞柄座長 今の大阪市のような場合は、大阪市の水道局が持っている積立金を貸してやって、それで管路更新や施設更新や耐震化までやるというんだったら、僕は、いいと思います。

○芝池委員 いや、そうはならないですね。結局、この5年間ぐらいの、いわゆる小さな市水道の現状というのは、料金を上げられなくて、一般財源からの繰り入れがなくて、どうして経営を維持するか。そのためには、削れるだけ人を削ってきた。その人は、やめさせるわけにいかないですから、水道事業の会計から排除した。

○眞柄座長 ほかのところへね。

○芝池委員 それは何かというと、一般の建設部局へ、全部、人事異動をかけていって、今は、削れるだけ削った水道事業体になっている。今まさに、この水道事業が更新の時代を迎えて、じゃあ、足らざる人員をどうするのかといったときに、だれも視野にいなくなって、結局、民間へ求めるか、という話になってきている。そこでのコスト競争が今言ったような状態です。大阪府は、一部、特殊事情があると思いますけれど、そういった現象

も出てきているというのが実態ですよね。ある市町村の人数を調べると、あと5年したら6割5分ぐらいの人が消えてしまうんです。全くいなくなる。それはもう、技術の更新と維持の議論じゃないですよ、そうなりますと。管理職が全部いなくなる。府下のある市町村を見ると、今、1人だけ残る計算になっています。

○眞柄座長 北見もそれに近い状況で……。

○芝池委員 非常に寒々しい。

○森補佐 広域化という話ですけど、総務省としては、究極的にはやはり市町村合併ということ、常々進めてきておりまして、3,200あった市町村が、今、1,800になってきている。そういう意味で、水道事業体もその合併に伴って、当然、一緒になっておりまして、まだ料金格差等が残っているところはありますけれど、これから徐々に、そういった意味では、統合・広域化というのは進んでいくだろうというふうに思っております。ただ問題は、残っているところです。大阪府さんを初めとしまして、やはり首都圏とかその他の大都市、あとは、地域的には北海道、長野というところが、小さいところで残っているという部分で、そこで先ほど芝池さんが言われたように、後継者の問題とか、そういった問題も起きてきているということは承知しております。市町村合併まで行かなくても、広域化という方法は、企業団をつくるとか、いろんな方法があると思いますし、また一方で、先ほどの話にもありますように、都道府県なりが音頭をとってやっていくという方法もあるのかなあとは思っております。

いろんな方法があると思いますが、ただ、これは私の個人的なあれなんですけれど、やはり水道法でもって原則市町村というふうにあって、恐らく市町村の方では、そういう自負心を持ってやってきたという歴史があるのではないかというふうに思うんです。その中で、市町村によっては整備してきたお金のかけ方も違うでしょうし、水源も違いますし、また現に料金も違うという中で、やはり合併のときも一番問題になるのはお金の話なんです。どれだけ負担がふえるのかどうか。近隣であっても、料金が全く同じという市町村はきつくないと思いますので、やはり何らかの差がある。その部分を、広域化のときに、どうやって埋めていくかということが、やはり一番大きい問題ではないかという感じとしてはおります。

○佐藤委員 今、総務省の立場から市町村合併で言うと3,300が1,800になったんだから、それはもう、「やった、やった」ということだと思うんですけど、問題は、そのときに水道事業体が、例えば地域の合併協議会等に組み込まれていたかということ、そういう実態

にはなかったのではないかな。要するに水道普及率が97%で、ほぼ国民皆水道になったんだから、黙ってついておいでというような感じで、例えば労働組合の立場で言うと、賃金も労働条件も、そんなものは後回しでいいんだから、とにかく一緒になりなさいということから自治体主導で合併が行われた。ですから森補佐がさっきおっしゃったように、料金問題なんかにしても、結局、どこに合わせているかという、低いところに合わせているわけですよ。それはどういう意図かという、政治的な、市長の思惑ですよ。2年後、3年後に市長選挙がある。皆さん、料金は低い方に合わせますよというようなことで、行われているということが一つ。

それから、合併をすることによって、人口もふえるけれど行政区域がふえますよね。例えば町村だったら、もし私が1人でやっているとしたら、水道の仕事と税の徴収と、それからまた別のことというふうに、1人で3役ぐらいやっているわけですよ。そうすると、市になるから、住民は当然、よりよいサービスというか、今までよりもよいサービスが受けられるだろうというふうに思うじゃないですか。そうしたら、人を配置しなくてはいけません。だから総務省は、当然、合併をするんだから、効率的にというふうに言っているけれども、住民ニーズと行政対応のギャップがそこで生まれているという、実は大変悩ましい問題が起きているわけです。

○森補佐 別に、合併のときに水道の方をほうっておいていいというふうに言った記憶は全くなくて、むしろそういった……。

○佐藤委員 いや、それが現実ですよ。

○眞柄座長 でも実態としては、水道の話よりも、やっぱり学校の話とか、それから役場の支所の話と、それから議員の数の話。それぐらいなんですよ。水道はねえ、とにかく、合併するんだよ、と。

○佐藤委員 実際、蛇口から出ているんだから。

○眞柄座長 だからそれで、後になって、じゃあ今度、合併したら、さっきの話じゃないけど、あそこの町はアスベストが多いんだよ、と。この管理をどうするんだ、と。その町は今まで安くて、何もやっていなくて、アスベストがこんなにある。合併した新しい町というか市は、とんでもないものを抱えてしまったなあと感じられている所もあると聞いています。

ではここで、3時半まで、約10分間の休憩とさせていただきます。

(休憩)

○眞柄座長 それでは再開いたします。その次をお願いします。

○大宮補佐 資料3の7ページをごらんください。水道の運営基盤の強化のところ、コスト縮減等についてです。「直ちに更新が必要な老朽化施設」の定義が曖昧ではないか。管路の更新率の適正な水準を示されたらどうか。「水道施設の機能診断の手引き」や「水道施設更新指針」を活用し、老朽度の診断、計画的な更新が進むよう期待している。

地域水道ビジョンの作成義務を明記。調達方式に関する事項を盛り込めないか。運営基盤の強化の基礎となる調達方式について踏み込んだ記述があってもよいのではないか。昨今、水道関連企業の動向を概観するに、若者にとって魅力のある業種とはいえない。官民連携を導入するため、コスト評価から技術の質の評価に早急に転換すべき。以上です。

○眞柄座長 ここについて、いかがでしょうか。いわゆるアセットマネジメントのことで、ISOでとりあえず上下水道サービスの規格はできましたが、次のISOの規格で、アセットマネジメントを対象にした、物理的な業務指標をつくるというのがタイムテーブルに上がりましたが、そういうことが、ここに出てきているのではないかと思います。

それから調達方式で、ビジョンに調達方式に関する事項を盛り込めないか。これは水道協会で、最近、調達方式の委員会の報告がまとまったようですが、この調達方式に関して、何か御意見はありますか。よろしいですか。まあ、そういう流れに行っていると思いますが。それでは、その次をお願いします。

○大宮補佐 次に、8ページになります。安心・快適な給水の確保ということで、井戸を水源とした専用水道が普及し、既存の水道事業の経営を圧迫する。小規模水道の規制等を強化。既存の公営水道への転換を促進する施策を進める。設置者の責任範囲の厳格化や水道行政による指導の強化が必要。

続きまして、ある仕事を得たときに適正な利益が得られてそのメーカーが繁栄し、新たな技術開発への投資が行われるという図式がないと健全とはいえない。我が国の技術力を維持・発展させるという観点から、総合評価方式が実効ある形で普及していくことが望ましい。国としても可能な支援体制を整備するのが望ましい。

○眞柄座長 この、小規模水道のことに言っていると、いわゆる貯水槽水道のすそ下げのことは、厚労省としても考えておられるんですか。

○滝村管理官 これまで段階的に簡易専用水道の規模を下げてきて、今、10トン以上というのが法規制の対象なんですけれど、一つのやり方として、規制ということで考えれば、それを小さくしていくということはもちろん可能なんですけど、ただ、今の規制のすそ切り

を小さくしていけば、うまく動いていくのかということ、必ずしもそうではなくて、それが前回の法改正のときに、規制対象の規模を小さくするというよりは、水道事業者が貯水槽水道にかかわっていける根拠を設けることによって、うまく連携した形で管理の向上を図っていこうという判断を、前回の法改正ではしたという状況だと思っています。

これから、その流れの中で、どこまでうまくやっていけるのか。恐らく、ほかの小規模水道、いわゆる貯水槽水道以外の小規模施設に対しても、同じような考え方になっていくのかなとは思いますが。それでもやはり、規制があることによってうまくいく、今も既に、都道府県あるいは市の条例・要綱によって、ある程度小さな規模の貯水槽水道までカバーされているところでもありますけれど、それだけではやはりうまくいかないといったことが出てくれば、そのときは当然、法律による規制の強化ということも視野に入れていきたいと考えています。

○眞柄座長 このところで何かありますか。

○伊藤委員 次のコメントを出させていただいたのは私なんですけれど、確か検討会の最初の方の会の資料に、新しい技術の開発なり導入なりという観点で、厚生科研費等でe-WATERⅡプロジェクトも行われていて、新しい技術開発が着実に進んでいるというようなコメントがあったものですから、ちょっとそれは、いかがなものかということで出させていただきました。

今、公共事業費の削減であるとか、談合体質からの脱却であるとかということの波の中にあって、水処理のメーカーの中で、水道という部門が、やはり不採算部門になっているんですよね。このため、御承知のように、統合であるとか、あるいはその事業からの撤退や縮小がどんどん進んでいます。そして業界内が幾つかのグループに絞られて、数社になっていくのではないかと予測されたりしています。

私の立場からは、どこが淘汰されたとか、どこがもうかっているとかということには関心はありません。重要なことは、そういうことが起きている間に、せっかくな技術を持っていた会社が、そこから徹底して行って、日本全体としての技術力が弱体化したり低下したりしないかが、懸念されるということです。

ここに書かせていただいているように、ある仕事を得たときに、その仕事で会社が繁盛し、もうかること。そしてまた、新しい技術開発が行われ、そのための投資が行われる、そういう循環がないと、やはりおかしいですよね。最近、総合評価方式というのが出てきて、うまくいっている例もありますので、これをもう少し実効ある形で支援できればいい

と思っているわけです。

ここには、国としても可能な支援体制を整備するのが望ましいと書かせていただいておりますけれども、どの程度可能か、できないか、というあたりは、どうなのでしょう。

○眞柄座長 可能な支援体制というのは、要するに、例えば浄水方式の変更認可の対象としない総合評価方式もあり得るという理解でいいんですか。だから総合評価で、一応、審査がかかって、この技術を採用しようと、地方自治体が決めた、と。それに関して、要するに認可の際に、全く新しいものについては技術的なエビデンスを持っているというふうな、国の方は今まで言ってきたんだけど、総合評価方式は、もうそれは要らないというふうにしてくれたらいいよという、そういう理解でいいんですか。

○伊藤委員 それも一例かと思います。

○眞柄座長 まあ最近、事後認可制度に変わっているから、あってもいいとは思いますが、ね。では古米先生、お願いします。

○古米委員 事前に意見を送らなかったのが、原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上というところに関して意見を追加させてください。正しく現状が認識をされていて、課題も抽出されていますが、改めて先ほどの地域特性の渇水対策等を考えたときや、原水自体の将来的な水質の評価みたいなもの考えたときに、既存の取水先を限定的に水質管理するとか、規定の原水・給水という発想から、もう一歩先のビジョンとして、将来的な取水先はもっと上流に持って行くんだとか、そういった考え方も必要な時代になっているというような文言が、次には入った方がいいというふうに思っております。

というのも、河川管理側の方も、水利権の柔軟運用をどこまでイメージしているのかよくわかりませんが、先ほどのように、渇水の状態とか洪水の状態が出てくる。そうすると河川行政としても、積極的に水道側にきれいな水を提供するというようなことを、まじめに考えていて、河川の水環境に関する懇談会もこの前、スタートしました。そういった動きにも対応した形で、水道ビジョンの方にも、水道水源の取水先の変更というようなことも視野に入れた形で、水道事業体も将来的に見る、と。すぐには動かないとは思いますが、やはりビジョンですので、先を見た形での記述があった方がいいのではないかなというのが一点目です。

もう一点は、今、伊藤委員からお話があったように、より高度な水質管理技術の導入の促進という項目の中で、まさにe-WATERとかe-WATERⅡ、Epochとかという、国レベルで積

極的に技術開発を支援するというようなことは、やはり継続的に行われるべきだと思っております。経済産業省ではありませんが、やはり日本の技術力の中で水道技術というのは国際的にも競争力があるわけなので、若干、言いすぎかもしれませんが、国家戦略的な意味においての水道技術の開発力と、それが同時にメーカーにとってもメリットがあるような形を、やはり水道事業体を挙げてサポートするんだというような意思表示も、書きすぎない程度に書いていただくと……。方向性としては、伊藤委員が言われるのとほぼ同じ流れかと思いますけれど。

○山村課長 今の古米先生の御意見で、私の解釈としては、こういう技術開発に対して水道事業体もお金をちゃんと負担すべきだということですね。

○古米委員 そういう意味もありますし、さらに、そういった技術開発に関する研究プロジェクトみたいなものも国が積極的に支援する形もあります。それと、新しい技術に対しては、国が補助金などでサポートをしながら、積極的に導入するということも一つでしょうし、さらに言うなら、国家戦略的には、要は事業体だけに任せるのではなくて、国レベルで有望な新しい技術を、半分、社会実験的に導入するようなことをやるという、ちょっと微妙な表現ですが、要は先端的な技術を試験的に積極的に導入していくようなことも考えてもいいのではないかと。それは、ある程度、国のお金を投入していきながら、モデル的にやっていく、そういうふうなこともあり得るかなあというのも含めて申し上げました。

○山村課長 技術開発の重要性は、我々も感じておりますし、それから水道ビジョンの中にもそういうことが書いてあるんですけど、対世の中というか、我々、予算要求なんかをするときに、水道分野で新たな技術開発が必要ですよと言うと、びっくりしたような顔をされるんですね。これだけ毎日、安定的に給水されていて、これ以上に開発することってあるんですか、と。それには答えていかななくてはいけないんですけど、水道分野において新しい技術が求められているというのを、社会的に、もっと訴えていくような努力というのは、もう少し必要なかなあ、と。そうしないと、なかなか予算も取れないし、それから水道事業者がお金を負担するにしても、それは料金から払うわけですから、何で料金から新しい技術開発にお金を出さなくてはいけないのかということ、水道の利用者の方にわかりやすく説明するような、そういう積み重ねというのにも必要なんじゃないかというふうに思います。

今までの技術開発は、水道分野の場合、民間に非常に依存しているんですね。大手の企

業、あるいは中小のところも含めて、かじ屋さんみたいなところで、いろいろ工夫をして、いろんな機材、資材をつくったというところから始まって、そういう、民間が開発した技術を、水道事業が採用するということによって成り立ってきた、こういう面があります。ところが現状においては、民間の方も、そういう新たな資金を技術開発の方に投資する余力がなくなっている。そういう状況がある中で、今までのやり方では立ち行かない状況が現に出てきています。e-WATERとかEpochとか、そういう形でやってきたようなやり方についても、かなり難しいというような状況が出てきています。そういう中で、本当に、技術開発を、だれが負担して、どういう分野についてやっていくかということについて、水道利用者の理解を得られるような、そういう説明方法、工夫を考えていく必要があるのではないかと思います。

もう一つ、我々は、水道事業者の運営基盤の強化という議論を中心にやっているんですけど、これは民間に対してもいえることではないか、と。もちろん適正な競争というのは、いろんな技術の向上なり、あるいは適正な価格を維持するという意味で重要なことでありますけれども、同じ仕事をする企業が非常に数が多いという中で、国際競争力というような面でどれだけのパワーを発揮できるのかという点で考えますと、日本の水道関係の企業において、非常に問題点が多いという状況が見えてくるのではないかと思います。国の立場で、一つ一つの企業についての御指摘をするのは差し控えたいと思うんですけど、企業の側でも将来を見据えて、そういう運営基盤の強化、あるいは技術の継承・維持、それをどういうふうにやっていくのかということを、もっと真剣に考えていただく必要があるのではないかというふうに思います。

○宇治委員 民間企業のことを、いろいろ御配慮いただいて、まさにそのとおりなんですが、今、実態として、確かにきついですし、やはり、はっきり言って、こういう官公需の事業に投資をするということの正当性が、どんどん小さくなっています。その結果として、上の未規制施設云々というのがありますよね。これは例えば、水道局にとって大手のユーザー、こういうところを、要は取りに行く、と。要は官需よりも民需の方がもうかるぞ、と。言っている意味は、こういう技術を開発して、民とのビジネスにした方が、簡単にと言っては語弊がありますが、技術も評価されて、回収もできる。こういうふうに、双方にとって悪循環になっていく可能性があるんですよ。

上の方の話というのは、これは非常にゆゆしき問題ではないかと思うんです。これまでの日本の水道のあり方からして、どう考えてもフェアじゃないなあ、と。一生懸命、給水

しなければいけない責任水量を想定して施設をつくって、ところが、ある日突然、大手のお客さんがいなくなる。しかし、何か事故があったときのためのバックアップに水道を使いたい、と。じゃあ、その施設の維持管理に必要な資金は、言うならば独立採算ですから、お客さんから取るわけですね。彼らはお客さんなのか、と。等々、いろいろ矛盾があると思います。そういうことを、ちょっと、一言申し上げたいと思います。

○眞柄座長 では、その次に行きましょうか。

○大宮補佐 9ページになります。災害対策等の充実。基幹管路の耐震化率100%を施策目標としているが、現状、約11%と低い状況。現実の進捗率と水道ビジョンの目標との間に大きな乖離が生じている。目標達成時期を一律10年としてしまうことに無理があったのではないか。「管路の耐震化に関する検討会」において、管種、継手ごとの耐震性能基準が明確にされたことを受け、それを水道ビジョンに反映させること、補助対象範囲を拡大、目的期間の延長を打ち出してはどうか。災害発生時の事後対策について、新たな取り組みを示すことができないか。

水道法に基づく厚生労働省の立ち入り検査結果で、水道事業管理者がその責務を十分に果たしていないことが指摘されている。断水事故も発生。社会的信頼回復に向けて。浄水場運転業務などの委託提案が行われていますが、手放した技術力は簡単に回復できるものではありません。水道職員が年々減少・高齢化の傾向。行政系の一般部局職員との人事異動・交流が激しくなっている。技術力を継承する仕組みも機能しなくなってくる。災害復旧は費用も含めて事業体の自己責任。近隣事業体間での相互支援協定や都市間の相互支援協定。現行事業者間の支援体制を初め、災害復旧にかかわる体制整備が機能を果たしているのか早急に点検するべき。復旧支援の枠組み、マニュアルの策定や法整備が必要な場合等を含め、対策を講じることが求められている。

発生する地震災害を最小限に食いとめる施策については、事業体内における人的基盤の構築も含めた対策の実施が急務。6月23日に北海道北見市において約5万8,000世帯が断水。水道事業体や水道水に対する信頼を損なうような事故。適切な施設整備の実施、正常時及び緊急時における清浄な水道水づくりに対する職員の連携意識の向上、職員の増員などによる維持管理の強化及び維持管理技術の円滑な継承の実現が求められる。以上です。

○眞柄座長 それでは、今、御紹介いただいたところに関して、災害対策の実施については、きょうの最初のところで御意見をいただいたことが掲げられているかと思いますが、相互連携のことも含めて、このあたりについて何かありますか。

○海老塚代理 東京都でございます。東京都は意見の提出が少々おくれまして、別立てで1枚のペーパーになっております。こちらの安定というところで、2、3、4と、3項目ほど挙げさせていただいております。まず、給水区域を越えた浄水の相互融通というところで、東京都では既に埼玉県と川崎市ですが、連絡管を建設しているところです。この用途というのは、一応、災害時・緊急時ということに限られているわけですが、これを大規模改修に伴う浄水場の休止とか、そういったところも含めて活用範囲を拡大できないかというようなことを考えております。

それから、これは国土交通省の範囲という部分もあるかと思うのですが、渇水調整ルールというところで、現在の渇水調整は、過去の取水実績を踏まえた一律の制限となっている。安全度の向上のために水源開発に参画しても、投資に応じた受益を得られないというところがございます。したがって、確保した水源量に応じた渇水調整ルールの明確化が必要ではないかということを考えているところでございます。

4番として、浄水施設の供給予備力の確保ということで、今後、施設更新、特に浄水場の更新等を控えているわけですが、やはり施設更新とか、あるいは事故時対応のために、ある程度、供給予備力というものを備える必要があるというところを考えているところです。やはり、安定性というところを考えると、そういった対策が必要かというふうに考えております。以上、補足という形で発言させていただきました。

○眞柄座長 ありがとうございます。投資に応じた受益ということですが、その受益を、ほかの水道事業体にあげるということはできないんですか。例えば東京は余っているとしたら、下流の千葉にその受益をあげるとか。

○海老塚代理 そこは相当大的な判断が必要かと思っております。

○眞柄座長 例えばそういうことを考えたときに、都民は反対するか反対しないかですね。東京都が、水が余っているときに、下流の千葉の人のために水をあげるというようなことは。だって首都東京なんだから、昼間、千葉の人が東京都に働きに来ているわけじゃないですか。そういうふうに考えると、先ほどの議論で、ここにも書いてありますが、やっぱり、確かに統合はまだされていないけれども、実質的に広域的な連携というものを、水利権だけではなく、それも含めて、あらゆる部分で広域的な緩やかな連携というものを促進していくというのは、一つの行き方じゃないかなあ、と。

先ほど芝池さんが言われたように、千葉の小さな水道なんかは、職員の増員なんてできないですね、これに書いてあるように。そのときには、やっぱり、東京都が支援に行か

ないとできないですね。

○海老塚代理 喝水のところは、喝水のためというところで、いろいろ水源開発にお金をかけているということがありますので、眞柄先生がおっしゃるような大きな視点というのにも必要かと思いますが、今のところ、東京都という経営主体としてやっているところでは、なかなかすんなりとは行かない部分もあるということでございます。ただ、同じペーパーの上の方には書いてあるんですけど、第三者委託といいますか、要は大規模事業体が、いわゆる中小の事業体の仕事を引き受けるというか、第三者委託という形もありますし、その他の形もあると思うんですけど、それは十分に考えていかなければいけないのかなあというふうに考えているところでございます。

○伊藤委員 最初に挙がっている耐震化の話で、先ほど申し上げた方がよかったのかもしれませんが、ここでは補助対象範囲の拡大ということと、目標期間の延長ということが提案されていて、それも一つの案かと思います。あるいは先ほど眞柄先生が、さらに一層の努力をというようなまとめ方をされました。しかしながら、耐震化率が、現状、約11%が、10年後に100%になるようなことはなくて、11%が10年後に15%ぐらいになりますという歩みでしか進めないとするならば、私の見方としては、今の基幹施設、管路の耐震化というものに対して、もう一歩進んだ差別化といいますか、優先順位づけというものが必要ではないかというふうに見ています。

例えば神戸大学の高田先生は、救命ライフラインということを提唱されて、主として主要病院に対する給水を確実にするということを提唱されています。それに代表されるように、多分、人の命を何人救えるかという指標が大事だと思うんです。そのために病院とか、あるいは消火用水をいかに確保できるか。そういうふうな、基幹施設の中でも、もっとスペシフィックに、もっと差別化するということが必要だろうというふうに見ています。

すなわち、それはある事業体の中で言えば、いろんな浄水施設というのではなくて、特定の浄水場であるとか、この配水池だけはきちんとやる、そういう差別化です。あるいはもっと広域的には、複数の事業体で、その地域全体として、この浄水場、この配水池は確実に耐震化することです。このような、人の命を何人救えるかという観点での、基幹施設の中でもさらに基幹をとらえて耐震化の手を打つ。そういうことが必要だろうというふうに、私は思っています。

○海老塚代理 東京都でございます。今、伊藤先生がおっしゃった差別化というところで、東京都では、震災時などにも高度救命といいますか、医療を行う、3次救急医

療機関というふうに呼ばれている病院がございます。そういったところとか、あとは首都中枢機能ですね、いろいろ震災対策の指揮をする、首都中枢の機関については、耐震化を早めて取り組んでいこうということで考えておりまして、こうした施設、機関等での水道供給ルートについて、おおむね10年、28年度末までに、いわゆる管の耐震継手率といえますか、それを100%まで持って行こうということで計画を立てて取り組んでいるところでございます。東京都の取り組みとしては、そういった動きもありますので、それが広がっていけばいいのではないかとこのように考えます。

○和田委員 私の場合は意見というよりも、むしろ質問なんですけれど、非常に、水道職員が年々減少して高齢化傾向にあるということ、それから必要な技術力が低下して、その伝承が難しいということは、以前から伺ってはおりますけれど、その他の特殊な技術というのは、ここの水道の部門に限らないのではないかなと思うんですが、特に水道の場合に、高齢化が進んでいるとか、あるいは他の部門ではないような難しさといえますか、そういうものが飛び抜けてあるということが言えるのでしょうか。

○山村課長 水道の場合、ほかと違うところといえますと、地方自治体で経営をしてきたというところに、かなり特徴があるという点がいえると思います。一般の企業でしたら、人の採用等についても、もちろん景気の波の影響というのはあるんですけど、必要な数を採用するという形で、組織としての年齢構成は割とバランスがとれているのではないかと。一方で水道事業体の場合は、拡張時期に大量に採用するという傾向がありまして、その拡張が終わると採用がとまってしまう。

それからもう一つは、地方自治体の定員の関係で、水道事業体にも同じような制約が求められる。したがって、本来補給すべきところを、新しい人材を補給しないままに来ていける。そのために、そういう年齢構成が、少し、平均的なものよりは偏っている。こういうことがあるのではないかと思います。

今、心配されているのは、やはり拡張時期に大量に採用した人たちは、これから数年の間に大量に退職の時代を迎える。その人たちの抜けた後をどうするかというところが、大きな問題ではないかと思います。

○眞柄座長 では、続きをお願いします。

○大宮補佐 11ページ、環境・エネルギー対策の強化のところです。水道における電力使用量はいまだ増加傾向にある。有効率向上、ポンプの省電力化、省エネルギーに向けた給水区域の再編成等の取り組みを強化。有効率を維持向上するためにも老朽施設の更新は不

可欠。ライフ・サイクル・コスト考慮した長寿命の施設にすることが望ましい。

水質・水量・自然生態系の保全を貫く総合的な水施策の実現と水行政の一元化・総合水法の立法化を求める。水環境を保全・再生し、水道・下水道事業を改めて「公」として確立する施策への住民参加のあり方も問われている。以上です。

○眞柄座長 省エネについては、国全体として京都議定書、それから、今日もまだやっているんですが、インドネシア・バリ島のCOP13で数値目標が出てくるかもしれないので、そういう意味では、ここで掲げられていることを、積極的に進める必要があるだろうということかと思います。

それから水基本法については、これは佐藤さんの方から追加で御意見はありますか。このとおりということかと思いますが、ただ、安易に水道事業と下水道事業を統合するというのは、私はちょっと、問題があるんじゃないかと思ってまして、なぜかという、下水道の負債が多すぎるんですね。統合すると、水道の方に下水道の負債が回ってきてしまう。そして水道サービスが低下する可能性があるので、その辺は少し、やはり厳しく見ていく必要があるのかなあという認識を持っています。

○佐藤委員 その基本認識は、当然、一致しています。赤字の下水道から黒字の水道に求めるものは、これはもう、森さんも十分御承知かと思うんですけれど。

○山村課長 今日、総務省の補佐が見えていますので、ちょっと私どもが気にしているところを一言だけ。最近、連結決算ということが自治体の中にも広がっており、そういう形で自治体の財政を健全化していくというのは必要なことであろうと思うんですが、その一方で、今のような話で、本来それぞれのところでしっかりした会計をやって、それで将来を考えていくべき部分、それを連結決算で阻害してしまうようなことになってはいけないと思うんです。特に水道の場合は、今、経営状態はいいということで、かなり、そういう目で見られているような傾向がなきにしもあらずという点については、よく注意をしておく必要があるのではないかというふうに思います。

○眞柄座長 ええ。山村課長が言われたことは、まさにそのとおりで、水道の方は、確かに厳しいんだけど、まあまあバランスがとれている。その、バランスのとれているところで起債を立てられたわけですね。それで今度、連結になって、下水道の不採算が入ってきて、一般市長部局の不採算部門と連結をやったら、地方債の発行条件が厳しくなってしまう。そうすると水道の方も仕事ができなくなるという、変な悪循環が起きる可能性も、なきにしもあらずです。だから、その辺のところは、やはり連結決算にするというのは、

地方自治体全体としては、あるいは地方債の出し方という形からすれば確かにそうだけれど、その結果、水道が、仕事ができなくなるという可能性が生じないようにしてもらわないと困ると思うので、あえて申し上げました。

○森補佐 今回の健全化法の連結に関しては、全部の会計をどんぶりにしてしまうような、そういったイメージが持たれているようですけど、決してそうではなくて、公営企業会計はあくまでも独立採算という、そういう原則のもとに運営していく。ただ、これまでは、あまりにも普通会計と特別会計とを分けて考えていたものですから、夕張のように普通会計だけを黒字にして、赤字を全部、特別会計につけかえているという、そういうのを見逃さないようにしましょうという意味で連結していこうという、そういう趣旨です。確かに、今おっしゃっているように、連結して仮に再生団体等になってしまった場合には、水道事業会計も記載のときには許可というふうになってしまいますが、ただ、許可というのは、今でも一定の赤字を持っていれば、許可の団体、事業はあるわけですし、そこは水道の採算性というか、将来の収支見通しを見ながら、許可するかどうかを国なり県なりが判断していくということです。本体が悪いから水道事業の、事業がストップするという趣旨ではありません。

○眞柄座長 いや、それはもちろんそうです。ただ、その町にとってみれば、本当に借りてまでやらなければならないのかという、やはり住民感情として、「何で水道だけ？」という話になってしまうので、だからそこが問題になるのではないかという印象を持っているんです。おっしゃることは、わかります。

では、その次をお願いします。

○大宮補佐 12ページになります。国際協力等を通じた水道分野の国際貢献。日本における水道分野の国際貢献とは、バーチャル・ウォーターの大量輸入国であるとの自覚。国内水道の国際競争力の強化や水道産業の国際的な展開の推進との観点からの国際貢献策は、水の商品化を前提として市場を獲得することにつながりかねない危険性を有している。住民自治による維持管理が可能となる技術的・財政的な支援の枠組みをつくり出すことが必要。日本の水道法には国際貢献に関する規定がなく、水道事業においても国際貢献への財政支出が目的外使用とされる問題点が存在する。水道法上の規定整備、国際貢献の目標とあり方の明確化、国際貢献が可能な財政支出に関する規定の見直しを促すことが必要。以上です。

○眞柄座長 国際貢献のことについて、いかがでしょうか。ここで掲げられていることは、

そのとおりなんです、ISOの上下水道サービスが一段落したわけですが、この間の総会で、開発途上国における新しいISO規格の活用、それからアセットマネジメント、それからセキュリティー対策と、3つの新しいグループができて、そのための規格づくりが始まろうとしているんですが、そのISOの新たな作業に参加するための国の支援がないんですよ。そういうものを、我が国としてどういう枠組みの中で関与していくかというのを考えるべきだと思いますけれど、どうなのでしょう。

○山村課長 ISOの、TC224の取り組みについては、5年前に始まった当初、ISOというの民間規格なんだから、それは国が関与すべき問題ではないというふうな理解があって、それで国としては、その時点ではちょっと消極的だったというふうに聞いています。その後の展開を見ても、まさにISOの場での議論というのは、これからの水道の方向に密接につながってくるものということは明らかになってきたわけですので、そういう面で、国としても、むしろ積極的なかわりを持って取り組んでいく課題であるというふうに現在では考えております。ちょうどそのTC224のガイドラインがまとまり、次の展開が始まりますので、その機をとらえまして、これからの体制づくり、国のかかわり方についても、これから早急に検討していきたいというふうに思っております。

今考えておりますのは、今年の4月に発足した水道国際貢献推進協議会という場ができておりますので、ちょうどそれは水道事業者、産業界、それから研究分野が一緒になってつくった、国際問題を検討する場でありますので、その場で、このISOについての今後の取り組みについて検討していくのが一番いいのではないかとというふうに考えております。今後、新しいワーキンググループが3つスタートするわけでありまして、それに対してどのような対応方針で臨むかということについても、早急に方向性を出していかなければならないと考えておりますし、その中で、20年度予算において要求している国際関係の経費の結果いかにともよりますけれども、可能であれば、そういった面からも考えていきたいというふうに思っております。

○眞柄座長 ありがとうございます。それでは最後に、全般的なことに関して幾つか話題が出ておりますので、お願いいたします。

○大宮補佐 13ページをごらんください。経営効率を優先するのではなく、水は基本的人権・公共財であり、公共の福祉の増進という事業目的を実現するという観点に立ち、公営を大原則にした施策、水道ビジョンの5課題の実現を目指すのが水道事業体、水道事業に携わる者の責務である。水道事業は、住民福祉の増進、衛生行政の重要な一環。環境事業、

防災事業でもある。

重要な施策の意思決定に関する住民参画の枠組みづくり。地方行財政改革に関する審議会等において、水道事業の有識者や従事者などはメンバーから除外される傾向にある。施策の実効性の向上のため、実施主体を明確化すべき。国と都道府県の間を許認可権限と整合した役割分担とするとともに、一層の連携強化を図るべき。施策の実施可能性を検証・整理する。目標値は、水道事業や利用者による自主性を尊重し、地域水道ビジョンにて設定すべき。施策の目標達成までに要するコストの明確化。地域特性、経営資源及び経営状況等によって自主的な設定が必要。水道以外の分野を含めた施策について、妥当性の評価を行う。費用負担のあり方を整理。災害対策のための施設の耐震化、原水水質保全。行政分野等を含めた経費負担のあり方を整理する必要がある。

○眞柄座長 ありがとうございます。最後の、全般的な事柄について、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○佐藤委員 全水道提出意見の多くを取り上げていただき、事務局にお礼を申し上げます。意見提出に当たり、組織内や自治体の公営企業局とも協議を進めながら、提出したというような経緯がございます。その際に、やはりこの水道事業に関する現状と課題を明確にしながら、提起されている5つの課題、施策について、どうとらえるのかというようなことで、その一つは、ビジョンを策定してから今日まで、水道界でどういう状況の変化があったのか。それに対して我々がどのように具体的な施策の提言をしていくのか、というようなことを中心に議論を進めてまいりました。

状況の変化ということでは、市町村合併の問題、さらには地震、災害が集中的に発生しているということ。また、水道にもこの指定管理者制度が導入されてきている。このように多くの課題を抱えている中で、引き続き飲用に適する安全な水を供給するために、どういう体制が必要なのか。これは、私ども全水道としましては、基本問題検討会や水道ビジョン研究会、さらには今回ということでお招きをいただいておりますけれども、首尾一貫して公営原則というようなことを基本にしながら、しっかり努力をしていこうという基本姿勢でございます。

私はこの意見書を出す前の12月3日・4日のアジア・太平洋水サミットに、出席をさせてもらいました。この中で水と衛生に関する諮問会議の議長でありますオランダの皇太子、さらには日本の皇太子からのメッセージでは、事業体間のパートナーシップを強めていきたいと思いますという締めくくりの話がありました。今、世界の流れの中で、民営化は失敗だと

というような流れが非常に多くなっている。つまり参入する自由があるということは撤退する自由もあるんだということは、アジアにおけるマニラをはじめとする国々を見たら明らかだというふうに思うんです。我々自身も、労働組合としての社会的な役割を果たすために、労使で公公連携を基本とした水道事業運営を推進するんだ、そのことが住民が求めている公務公共サービス提供に寄与できるんだというような視点で意見をまとめました。今後とも、そういう基本姿勢に基づいた意見反映をしてまいりたいというふうに考えております。

○眞柄座長 ありがとうございます。ビジョンができてから、水道事業をめぐる状況の変化というのは、今おっしゃったとおりだろうと思うんですが、全体として水道サービスの水準は上がったんでしょうか。それとも5年前とほぼ同じなんでしょうか。どっちでしょうか。東京都あたりは、どう認識されていますか。東京都は上がったと思っているんでしょう。

○海老塚代理 はい、上がったと考えております。

○眞柄座長 そうですね。東京都は上がったと思われるのと、私は思います。大阪府はどうですか。

○芝池委員 やっぱり、上がったと思いますよ。水質という観点におきましてもね。

○海老塚代理 そうですね。

○眞柄座長 ただ、上がったということを、じゃあ、国民の多くは認識しておられるんでしょうか。

○海老塚代理 PRの仕方みたいなものはあると思うんですけれど。

○芝池委員 我々が今やっていることは、上がったんですよということを、一生懸命、PRしているんです。当たり前ものになってしまって、エンドユーザーからの反応が、なかなか把握できない。だから一年中、イベント会場へ行っては、きき水会を実施して、そういう検証をしたり、あるいは今年は思い切って、ローカルテレビ局ではありましたけれど、集中的に1カ月流すなど、いろいろと、水質のアップを実感していただきたいという意味でのPRはしているんです。非常に矛盾した中に生活してしまして、そういう良質な水をPRすると同時に、迫り来る危機に対してどうするのかということを、警鐘を鳴らしたり、時には本当におかしな感じだなあと思うときもありますけれどね。

○眞柄座長 でも、水道事業管理者の方の多くは、だんだんと仕事がやりにくくなっているでしょうね。それは官民連携から、規制緩和、地方分権とある中で、責任ばかり重くな

ってきているから、なかなか、自分でやりたいと思っても、本当にやって大丈夫かなあというので、ちょっと二の足を踏まれる方が多くなっているような印象を私は受けているんですが、そうでもないんでしょうか。よくわかりませんが。それと、一般市長部局の、ある意味では合理化を迫られていることが、水道事業の方にも影響を及ぼすようになってきているところはありますね。

○芝池委員 はい、それは間違いないですね。

○眞柄座長 だから、やりたいことがやりにくくなっているという印象が、やはりありますね。それから、住民参画の枠組みづくりというのは、これは何かいい案が必要なんだろうけれど、どうしたらいいんでしょうか。非常に大事なことなんだけれど。厚生省監修昭和27年の「水と暮らし」という、羽仁進の教育映画の中で、うちの村に水道をつくろうというのを、お宮さんの広場で集まって住民集会をして、水道をつくる。お金が足りないから村で管理している入会地の杉の木を売って金を捻出しようなんていうのは住民参加ですよ。そういうことを昭和27年ごろ、一生懸命やっていたのに、何で今ごろ、こういう話ができないのかなあという、何か遠くなっちゃったんですかねえ。

○和田委員 やはり今、いろいろ地方自治体が、住民に対して情報を提供していますけれど、御担当の方から見れば十分に、いろんな方法を使って、いろんな機会に出していると思っていらっしゃるんだと思いますけれど、やはり水に対しての情報というのは、必ずしも、こうやって改めて見てみると、これだけの内容があるものとしては、情報がまだ不足しているということがいえると思います。特に東京あたりですと、割と味もよくなってきたし、というようなことなど、いろんな情報を、もう少しわかりやすく提供していただくのが先決ではないか、と。

○眞柄座長 和田さんがおっしゃるとおりで、最近、東京都水道局は、東京水とおいしい水プロジェクトを、電車の中に張ってやっていますよね。

○海老塚代理 はい、車内広告で。

○眞柄座長 あの電車は埼玉にも千葉にも横浜にも行っているけれど、ほかの町の人たちが、「東京はやっているけど、うちの町はどうなんだろうか？」というふうにして聞いて合わせをしてくれるといいんですが。昔、節水で、「東京都は節水だけど、神奈川や千葉は水がいっぱいあるんだから、もっと使ってくれ。迷惑だ」と言われたことがあるんだけど、ああいう、東京水のおいしい水プロジェクトなんかをやってもらいと、そうすると、千葉やら、ほかの市民の人たちが、「うちの水道はどうなのかしら？」というような、そ

ういう気持ちがわくような、ああいう広告をやっていただけると、いいなあと思います。

○海老塚代理 そうですね。あとは水道ニュースという、東京都水道局の広報紙があるんですけど、それにつきましては、新聞折り込みで年4回ですか、やっております、それも新聞折り込みですので400万部ぐらい頒布しております。やはり親しみやすさというの考えながら、見ていただいています。

○和田委員 とにかく、読まれなければどうしようもないですからね。

○海老塚代理 そうですね、読んでいただかなければいけないというところがあって、いろいろと、興味を引くように内容も工夫しながら、こういう水道の課題とか、例えば高度浄水を導入しましたとか、そういう内容も入れて、一応、お伝えをする努力はやっているところです。例えばテレビCMとか、そういうところまでは、なかなか難しいですから、浸透度はどうかなあという面はあるかもしれませんが、いろいろ努力はしているところでございます。

○古米委員 この前、下水道局の方と下水道料金の話をしていて、主婦の人は請求書を必ず見るから、そこにちゃんと事業者からのメッセージを込めればいいんじゃないですかという話をしたんですね。そうしたら、もう、東京都水道局はやっていて、裏側に書いてるということです。裏側でもよいのですが、遠慮なく表側にも記載してもいいんじゃないかと思うんです。非常に細かいことですけど。

○海老塚代理 検針表の裏側に、いろいろ広報を掲載しているんです。お伝えしなければいけないことを書いています。

○古米委員 東京都水道局ではもうやっているという話を聞いたので。まあ、つまらない話かもしれないけれど、いろんな媒体を使ってやっていただければと思います。

○海老塚代理 そうですね。

○眞柄座長 以前、東京都の広報で、シールか何かを張って送ったら、当たりがあって、当たったら景品をくれるというのをやっていましたよね、今はやっていないんですか。確か、今もやってますよね。

○海老塚代理 はい、少しやっています。

○古米委員 私、この前、まさにその話をしていて、利用量に応じてポイントがつくというような話とか、夏で温水の場合に少なく使うとさらにポイントがつくとか、たくさんあるときは、たくさん使ったらさらにポイントがついて、そういうふうにインセンティブを設けたらいかがでしょうか。いえ、半分冗談ですけどね。ポイントをあげる事が重要

ではなく、そういうことによって住民の人たちが水道に目を向けるという意味で役立つアイデアかと思います。ちょっと言いすぎかもしれませんが。

○海老塚代理 東京水というボトルウォーターがあって、あれは、ボトルウォーターを飲んでくださいというのではなくて、あれが例えばマスコミに取り上げられることによって、水道水に目を向けていただくという点では、いろいろ、取り上げていただいております、味も、飲み比べてみると、おいしいじゃないかという声も多くいただいているという面もございますので、さまざま、工夫をしております。東京都だけではなくて、ほかの自治体も取り組んでおられるというふうに考えております。

○山村課長 広報に関しては東京都を初め、大きな水道事業体では、非常によくやっておられるというふうに思います。まだ、いろいろ、やり方について工夫の余地があるというのは、それはそのとおりだと思いますけれど、全般的に見て、かなりやっておられるというふうに思っております。

一方で、さっきも眞柄先生からお話がありましたけれど、同じ京浜東北線の沿線の中で、埼玉の方に行くかどうかというと、私は昔、埼玉に住んでいたんですけど、そういう東京都のような広報物が入ってきませんでした。実際、小さな水道事業体で同じことをやれというのは、これはもう、非常に困難だというふうに思います。そういった取り組みを、水道事業者が共同して行うというようなことについて、もっと考えるべきではないか、と。日水協には県支部もありますし、地方支部もありますし、そういう単位で考えれば、できることというのが、かなりあるのではないかと思いますけれど、現実にはなされていないということで、そういった課題について、もう少し検討していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

○眞柄座長 ありがとうございます。コメントの最後のところは、ビジョンの実施主体とか、施策の目標設定とか、やったことの評価とか、非常に重要な事柄が書いてあると思いますので、このあたりも、最後のレポートのところで盛り込んでいただければと思います。ほかに、いかがでしょうか。

○海老塚代理 全般というより、環境の面で一つだけ申し上げたいんですけど、これまで東京都を初め各事業体が、地球環境対策ということでCO₂削減に取り組んでおられると考えておりますけれども、先ほど眞柄先生からも少しお話がありましたが、COP13あるいは国の長期戦略などでも、数十%の大幅なCO₂削減というのが、最近、出てきている。そうすると、東京都もそうなんですけど、例えば太陽光発電を入れたり、あるいは自

然流下の配水を工夫したりということに取り組んでいるんですが、なかなか減らないということで、ちょっと苦労しているところがございます。そうしますと、個々の水道事業体の対応には限界があるのかなというところもありまして、例えば国レベルのガイドラインとか、あるいは技術支援とか、特に中小の事業体さんに対する技術支援とか、そういった取り組みも必要になってくるのかなという意見でございます。

○眞柄座長 これは確かに、おっしゃるように非常に深刻ですよ。だからやっぱり、CO₂を削減しなければいけないので、そういう意味では、すべからくそうだけれど、やはりある程度、規模の便益が生まれるような工夫をしていかなければいけないだろうし、武蔵水路の入口あたりに浄水場をつくって、千葉までみんな配るようにすれば、かなり少ないエネルギーで、あとは全部流れていくわけです。本当にやるんだったら、それぐらいのことを考えなければいけないと思います。それぐらいのスケールの水道事業体が世界中にないかという、現実にありますからね。本当に炭酸ガス、エネルギーのことを考えたら、やはり、それぐらいやってもいいんじゃないかと思いますけれどね。

ありがとうございます。予定していた4時半を過ぎましたので、レビューに対する御意見は、これで一通りいただいたということにさせていただきます。あとは今後のことも含めて、事務局から御説明をお願いします。

○大宮補佐 今後の検討会のスケジュール等について御確認をお願いしたいと思います。資料4をごらんください。次回、第7回検討会は、来年1月31日に開催いたします。その際は、水道ビジョン改訂の骨子と、水道ビジョン改訂版の素案を用意させていただいて、これについて検討していただくというふうに考えております。事前に、各委員の手元にお送りする予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

それから、予定についてですが、前回までのスケジュールでは、パブリックコメントを年度内に行うというような図を描かせていただいていたのですが、水道ビジョン改訂の議論を十分に検討会でしていただくという観点から、3月に第8回の委員会を開催しまして、その後、20年度に入ってパブリックコメントをやりたいというふうに考えております。こういうスケジュールで進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、最後に、3月に第8回の検討会を行いたいと思います。毎回やっていることですが、委員の方々には日程調整表をお配りしておりますので、退室時に御提出いただくか、後日、ファクス等で連絡していただきますようお願いいたします。連絡事項は以上です。

○眞柄座長 ありがとうございました。以上で本日の検討会を終わりたいと思います。いろいろと貴重な御意見をいただくために、きょうは3時間と、非常に長い時間でしたが、ありがとうございました。次回、1月には、ビジョンの改訂版の素案も出るということで、ひとつよろしく願いをいたします。本日は、どうもありがとうございました。

(終了)